

第二十六回国会
衆議院

大蔵委員会議録第三十五号

昭和三十三年五月八日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事平岡忠次郎君 理事横銭 重吉君

理事浅香 忠雄君 理事大平 正芳君

理事奥村又十郎君 理事加藤 高藏君

理事吉川 久衛君 理事杉浦 武雄君

理事竹内 俊吉君 理事内藤 友明君

理事夏堀源三郎君 理事坊 秀男君

理事山本 勝市君 理事石村 英雄君

理事春日 一幸君 理事神田 大作君

理事久保田鶴松君 理事田万 廣文君

理事竹谷源太郎君 理事横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君

大蔵事務官 (主税局長) 原 純夫君

大蔵事務官 (理財局長) 河野 通一君

大蔵事務官 (大蔵事務官) 正示啓次郎君

大蔵事務官 (管財局長) 正示啓次郎君

委員外の出席者

議員 竹山祐太郎君

大蔵事務官 (主税局長) 吉国 二郎君

大蔵事務官 (管財局長) 市瀬 泰蔵君

大蔵事務官 (第二課長) 市瀬 泰蔵君

大蔵事務官 (国税局長) 稲益 繁君

大蔵事務官 (税務局長) 稲益 繁君

日本専売公社 三井 武夫君

日本専売公社 三井 武夫君

日本専売公社 三井 武夫君

日本専売公社 三井 武夫君

日本専売公社 三井 武夫君

日本専売公社 三井 武夫君

日本専売公社 三井 武夫君

日本専売公社 三井 武夫君

日本専売公社 三井 武夫君

日本専売公社 三井 武夫君

日本専売公社 三井 武夫君

国民金融公 石渡忠四郎君

庫副総裁 庫副総裁

国民金融公 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

庫副総裁 庫副総裁

ました竹山祐太郎君外四十名提出にか
かわるたばこ耕作組合法案を議題とし
て審査に入ります。
まず提案者より提案理由の説明を聴
取いたします。竹山祐太郎君。

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

合」という。は、次の各号に掲げ
るものとする。
一 地区たばこ耕作組合
二 たばこ耕作組合連合会
三 たばこ耕作組合中央会
(地区)
第三条 組合の地区は、地区たばこ
耕作組合にあつては日本専売公社
(以下「公社」という。)の定める区
域、たばこ耕作組合連合会にあつ
ては都道府県の区域、たばこ耕作
組合中央会にあつては全国の区域
とする。
2 同一の区域を地区とする組合
は、一個とする。
(法人格及び住所)
第四条 組合は、法人とする。
2 組合の住所は、その主たる事務
所の所在地にあるものとする。
(名称)
第五条 組合は、その名称中に、次
の文字を用いなければならない。
一 地区たばこ耕作組合にあつて
は、たばこ耕作組合
二 たばこ耕作組合連合会にあつ
ては、たばこ耕作組合連合会
三 たばこ耕作組合中央会にあつ
ては、たばこ耕作組合中央会
2 組合でない者は、その名称中
に、地区たばこ耕作組合、たばこ
耕作組合連合会又はたばこ耕作組
合中央会であることを示す文字を
用いてはならない。
(登記)
第六条 組合は、政令で定めるとこ
ろにより、登記をしなければならない。
2 前項の規定により登記を必要と
する事項は、登記の後でなければ
ば、これをもつて第三者に対抗す
ることができない。
(私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律の適用除外)
第七条 私的独占の禁止及び公正取
引の確保に関する法律(昭和二十
二年法律第五十四号)の規定は、
組合が行う行為については、適用
しない。ただし、不正な取引方
法を用いる場合は、この限りでな
い。

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法案

九 葉たばこの生産及び収納に關し公社の發する指示等の伝達

十 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の違反の自発的予防

十一 組合員又は会員の經濟的地位の改善のためにする団体協約の締結

十二 前各号の事業に附帶する事業

2 前項第十一号の団体協約は、あらかじめ總會の承認を得て、同号の団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

3 第二項第十一号の団体協約は、直接に組合員又は會員に対してその効力を生ずる。

4 組合員又は會員が第一項第十一号の団体協約の相手方と締結する契約であつてその内容がその団体協約の内容に違反するものについては、その違反する契約の部分は、その団体協約の内容に従つて契約したものとなす。

第三章 組合員及び會員(組合員又は會員の資格)

第九條 地区たばこ耕作組合(以下「地区組合」という。)の組合員たる資格を有する者は、その地区組合の地区内に住所を有するたばこの耕作者(たばこ専売法第五條第一項にいう耕作者をいう。以下同じ。)とする。組合員である者がたばこの耕作者でなくなつた場合(耕作の許可の取消又は耕作の引継によりたばこの耕作者でなくなつた場合を除く。)においては、その者は、そのたばこの耕作者でな

くなつた日以前における最近の耕作の許可のあつた日の属する年の翌年の三月三十一日(同日前に新たに耕作の許可又は不許可の通知を受けたときは、その通知を受けた日)までは、引き續き、なお組合員たる資格を有するものとする。

2 たばこ耕作組合連合会(以下「連合会」という。)の會員たる資格を有する者は、その連合会の地区の一部を地区とする地区組合とする。

3 たばこ耕作組合中央会(以下「中央会」という。)の會員たる資格を有する者は、連合会及び都道府県の区域内に存する地区組合が一個である場合におけるその地区組合とする。

(議決権及び選挙権)

第十條 組合員又は會員(以下「組合員」と総稱する。)は、各一個の議決権及び役員又は代議員の選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第二十五條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合には、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることのできない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面

を組合に差し出さなければならぬ。

(経費の賦課)

第十一條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができ、

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に對抗することができない。

3 組合員の責任は、第一項の規定による経費の負担に限る。

(加入の自由)

第十二條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(任意脱退)

第十三條 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができ、

2 前項の予告期間は、定款で延長することができ、ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第十四條 組合員は、次の事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次の各号の一に該当する組合員につき、總會の議決によつてすることができ、この場合において、組合は、その總會の会日の十日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、總會に

において弁明する機会を与えなければならぬ。

一 経費の支払その他組合に對する義務を怠つた組合員

二 組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあつた組合員

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に對抗することができない。

第四章 管理

第十五條 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員の加入及び脱退に關する規定

六 経費の分担に關する規定

七 會計に關する規定

八 役員の数、任期及び選挙に關する規定

九 事業年度

十 公告の方法

十一 その他定款に記載すること必要とされる事項

(規約)

第十六條 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 總會又は代議員會に關する規定

二 業務の執行及び會計の細目に關する規定

三 役員に關する規定

四 組合員に關する規定

五 その他必要な事項

(役員)

第十七條 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、組合員が總會設立(當時の役員にあつては、創立總會)において選挙する。ただし、役員(設立當時の役員を除く。)は、定款で定めるところにより、總會外において選挙することができ、

4 役員は、無記名投票によつて行ふ。

5 役員は、前項の規定にかかわらず、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行うことができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを總會(設立當時の役員にあつては、創立總會)にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

7 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

8 理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならぬ。ただし、設立當時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならぬ。

(役員任期)
第十八条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事の責任)

第十九条 理事は、法令、法令に基づいて公社の処分、定款、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

3 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第二十八条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときは、また同様とする。

(役員兼任禁止)

第二十条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)
第二十一条 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

(総会の招集)

第二十二条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第二十三条 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の

目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、総会を招集しなければならない。

第二十四条 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

第二十五条 総会を招集するには、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し各組合員に通知しなければならない。

(組合員に対する通知又は催告)
第二十六条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員の名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所において行ふ。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(定款等の備付及び閲覧)
第二十七条 理事は、定款、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員の名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員の名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 加入の年月日
三 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

る。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(事業報告書等の提出、備付及び閲覧)
第二十八条 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録及び収支計算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項に掲げる書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員改選)
第二十九条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の議決権の過半数による同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする公社の処分、定款又は規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

い。
4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 前項の場合については、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する。

(役員についての商法等の準用)
第三十条 理事及び監事については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十六条第三項(任期の延長)及び第二百五十八条第一項(欠員の場合の処置)の規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十二条第二項(理事の業務執行)、第五十三条から第五十五条まで(理事の代表権)及び第六十一条第一項(臨時総会の招集)の規定を、監事については、第十九条、民法第五十九条(監事の職務)及び商法第二百七十八条(監査役と取締役との連帯責任)の規定を準用する。この場合において、民法第五十九条第三号中「主務官庁」とあるのは、「日本専売公社」と読み替へるものとする。

(参事及び会計主任)
第三十一条 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数により決する。

3 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条(支配人)の規定を準用する。

第三十二条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否の決定の日七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の議決事項)

第三十三条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一定款の変更
- 規約の設定、変更又は廃止
- 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- 経費の賦課及び徴収の方法
- 事業報告書、財産目録及び収支計算書
- 毎事業年度内における借入金
- その他定款で定める事項

2 定款の変更は、公社の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

3 前項の認可については、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。

(総会の議事)

第三十四条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として議会の議決に加わる権利を有しない。

(特別の議決)

第三十五条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 解散又は合併

三 組合員の除名

(総会についての民法等の準用)

第三十六条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、又は商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「たばこ耕作組合法第二十五条」と読み替えるものとする。

(代議員会)

第三十七条 組合員の総数が三百人をこえる地区組合は、定款で定めるところにより、総会に代るべき代議員会を設けることができる。

2 代議員は、組合員でなければならない。

3 代議員の定数は、定款で定める。ただし、組合員の総数が千人未満の地区組合にあつては四十人以上、千人以上の地区組合にあつては五十人以上でなければならない。

4 代議員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 代議員の選挙については、第七十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

6 代議員会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十條第二項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

7 代議員会においては、前項の規定にかかわらず、代議員の選挙並びに第三十五条第一号及び第二号の事項について議決することができる。

第五章 設立

(発起人)

第三十八条 地区組合を設立するには、その組合員となる二以上の地区組合が発起人となることを要する。

(設立の認可の申請)

第四十条 発起人は、創立総会の終

(創立総会)

第三十九条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも十四日前までにしなければならない。

3 中央会の創立総会は、連合会の過半数の同意を得なければ、開くことができない。

4 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

5 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。

6 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であつて、その会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で決する。

7 創立総会については、第十條、第三十四条第二項及び第三項、民法第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「たばこ耕作組合法第三十九条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員及び住所その他必要な事項を記載した書面を公社に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、公社の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

第四十一条 公社は、前条第一項の認可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除いては、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする公社の処分違反するとき。

二 事業を行うための適切な条件を欠く等その目的を達成することが困難であると認められるとき。

第四十二条 第四十条第一項の申請があつたときは、公社は、申請書を受理した日から六十日以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 公社が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日設立の認可があつたものとみなす。この場合において、発起人は、公社に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 公社が第四十条第二項の規定により報告書の提出の要求をしたときは、その日からその報告書が公社に到達するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。

4 公社は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日設立の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

(理事への事務引継)

第四十三条 発起人は、設立の認可があつたときは、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

(成立の時期)

第四十四条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 組合が設立の認可があつた日から九十日を経過しても前項の登記をしないときは、公社は、当該認可を取り消すことができる。

第六章 解散及び清算

(解散の事由)

第四十五条 組合は、次の事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 合併

三 破産

四 定款で定める解散事由の発生

五 組合員が一人となつたこと。

六 第五十九条第一項の規定による解散の命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散は、公社の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の場合には、第四十条第二

五 第二十条(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

六 第二十二條(第三十七條第六項又は第五十四條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

七 第二十三條又は第二十四條(これらの規定を第二十九條第五項、第三十七條第六項又は第五十四條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

八 第二十七條又は第二十八條(これらの規定を第三十七條第六項又は第五十四條において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九 第三十六條(第三十七條第六項において準用する場合を含む。)又は第三十九條第七項において準用する商法第二百四十四條の規定に違反して議事録を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十 第五十一條又は第五十三條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十一 第五十二條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。
十二 第五十四條において準用する民法第七十九條第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十三 第五十四條において準用する民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第五十四條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十五 第五十五條の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。

第六十二條 第五條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその名称中に地区たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会又はたばこ耕作組合中央会であることを示す文字を用いている者は、昭和三十三年六月三十日までは、第五條第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

3 たばこ専売法の一部を次のように改正する。

第二十五條を次のように改める。
(たばこ耕作組合に対する指示等)

第二十五條 公社は、たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第 号)第二條に規定するたばこ耕作組合に対し、葉たばこの生産に関し必要な指示をすることができる。
2 公社は、前項の規定により指示を受けたたばこ耕作組合に対し、当該年度の予算の範囲内で、その指示された事項の実施に要する費用

の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

4 改正前のたばこ専売法第二十五條第一項の規定により届け出たたばこ耕作者の団体又はその連合体でこの法律の施行の際現に存するもの(以下「旧たばこ耕作者団体」という。)は、昭和三十三年六月三十日までは、改正後のたばこ専売法第二十五條の規定の適用については、たばこ耕作組合とみなす。

5 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
第一條中「及び塩業組合法(昭和二十八年法律第七号)」を、「塩業組合法(昭和二十八年法律第七号)及びたばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第二十七條第一項第七号中「及び塩業組合法」を、「塩業組合法及びたばこ耕作組合法」に改める。

6 秘藏點の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「の次に次のように加える。」

ツ たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第 号)
第二條第三号ニを削る。
7 旧たばこ耕作者団体に対する私的秘藏の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八條の規定の適用除外については、昭和三十三年六月三十日までは、なお従前の例による。

8 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「酒販組合中央会」の下に、「たばこ耕作組合」を、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の下に、「たばこ耕作組合法」を加える。

9 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第九條第六項中「養蚕業会」の下に、「たばこ耕作組合」を加える。

10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二條の二十二第四項第一号中「農業協同組合連合会」の下に「並びにたばこ耕作組合」を加える。

第三百四十八條第四項中「塩業組合」の下に、「たばこ耕作組合」を加える。

11 たばこ耕作組合が昭和三十三年六月三十日までの間に旧たばこ耕作者団体の財産たる不動産を取得する場合における当該不動産の所有権の取得の登記については、大蔵省令で定めるところにより、登録税を免除する。

12 たばこ耕作組合が昭和三十三年六月三十日までの間に旧たばこ耕作者団体の財産の贈与を受けた場合においては、当該たばこ耕作組合の当該贈与を受けた日を含む事業年度の所得に対する法人税法の適用については、当該財産の価額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。

13 都道府県は、たばこ耕作組合が

昭和三十三年六月三十日までの間に旧たばこ耕作者団体の財産たる不動産を取得する場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

○竹山祐太郎君 たいだいま議題となりましたたばこ耕作組合法案につきまして、提案者を代表いたしまして、一言提案理由の説明をさせていただきます。

たばこ耕作団体は、すでに五十年余にわたりタバコ耕作組合として運営せられて参りましたが、現行法上、タバコ耕作組合自体につきましては、たばこ耕作組合法第二十五條に耕作者の団体を規定しているにすぎないのであります。同条によれば、耕作者の団体の事業要件及び日本専売公社の指示等を規定するにとどまり、組織、運営については何等の規定なく、従つてタバコ耕作組合は従来任意団体として運営せられて参りましたため、事業の自主的運営、資産の保管、対外信用等に種々の不利不便がありますので、耕作者の間にタバコ耕作組合の法人化の問題が強く要望せられてきたのであります。

右の結果、新たにたばこ耕作組合法を制定し、タバコ耕作者の経済的社会的地位の向上をはかるとともに、たばこ専売事業の健全な発達に資するため、法人たるタバコ耕作組合を設け、その組織、運営等について必要な規定を設けようとするものであります。

なおこの法律案の作成に当りましては、タバコ耕作組合の事業は、従来の事業を一そう明確にし、葉タバコの生産に必要な範囲に限り、他の農業団体

の事業との間に、不必要な競合を惹起しないように留意いたしました。

以上が、この法律案の提案の理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますことをお願い申し上げます。

○山本委員長 以上をもちまして、提案理由の説明は終了しました。本法律案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○山本委員長 次に、国有財産法の一部を改正する法律案及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案の両法律案を一括議題として質疑を行います。横山利秋君。

○横山委員 国有財産法の一部を改正する法律案について、基本的なことを伺いたいと思うのでありますが、これによりますと、中央審議会及び地方審議会をこの際法制化するというのであります。今日まで審議会が、審議をして結論を得ました答申は、膨大なものになっていきます。この膨大な答申をいかに実現するかということが、今後に課せられたきわめて重要な問題であろうと思えます。ここにあらためて審議会を法制化をして、新たに何をしようとするのであるかということですが、まず第一に伺いたい点であります。

第二番目に伺いたい点は、一体国有財産の管理及び処分をどういう構想をもってやろうとするのであるか、つまり膨大な土地及び建物を国の産業の発展に資するために、一つの計画を持つて、この計画に沿う使用に当てはめるのか、それともこれを貸してもらいた

い、これを売り払ってもらいたいという、そのケース・バイ・ケースで順次なくずしにしていくなのであるか、どちらに重点があるか、まずこの二点をお伺いしたい。

○正政府委員 第一点の、審議会を法制化したしまして、今後どういふことをやろうとするのかという点にまずお答えを申し上げますが、これは御承知のように、昨年の四月に、閣議決定をもちまして、政府部内に審議会を設けたのであります。この審議会を、法制によりまして、はつきりとその権限、あるいは職務というふうなものを明定していただくということをお願いとしておるのであります。しかればどういふことを期待しているかという点でございますが、これは昨日もお答えを申し上げましたように、従来の国有財産の管理、処分につきましまして、とかく官庁だけの考え方——もとより国会のいろいろの国政調査に基づく御意見等は十分これを尊重いたして参ったのでございますが、しかし直接民意を反映する仕組みというものがなかった。これにかんがみまして、御承知のように旧軍港市転換法等、議員の方々でお作りになりました法律の中には、軍港市転換促進のための審議会というふうなものをお定めになっておるのであります。われわれはかような構想というものを虚心に参考にいいたしまして、やはり国民全体の信託のもとに管理をいたしております財産の管理、処分でございますから、やはり民間の代表的な方々の御意見を伺って、これを尊重して参るといふことが非常に必要なことであるという考えを根本といたしまして、審議会の法制化をお願い

いたしておるのであります。従いまして、今後の審議会の使命といたしますところのものは、やはり管理、処分に於いての民間の御意見ということが主となって参ることは、申し上げるまでもございせん。しかしながら、中央審議会におきましては、これと同時に、国有財産の制度等につきましてもさらに考究を進めまして、必要なものにつましまして、今後においても御答申のあるものと期待をいたしておるわけでありませう。

それから第二の、処分に関する重点はどこに置くのであるかという御質問でございますが、この点につきましましては、今回国有財産法の一部改正の中には、お願いをしておりますように、従来は、とかく処分につきましまして総合的な計画を立てるということが、法律的にも、また行政の運営の面におきましても欠けておったということを、率直にわれわれとしては反省をいたしたのであります。従って、今回国有財産法の中にございまして、普通財産の処分について毎年度計画を作りまして、これを総務大臣であるところの大蔵大臣に送付をするという規定を追加していただくようにお願いしておるわけでありませう。今後におきましては、かような一つの総合的な計画を作っていく、これを年度ごとにするのみならず、できますれば、この審議会の活用等によりまして、一定の期間にわたりますて、たとえば普通財産は、今後五カ年間に大体どういふふうに分分するかというふうな、ある一定の見通しのもとに、長期的な計画をもちたいと考えております。これらの点を、今後従来とは異なつた構想のもとに打ち出しまして

て、しかも個々の処分について適正を期していく、これには大いに審議会の意見等を参考にしていこう、こういう考え方をとっておるわけでございます。

○横山委員 あなたの申しやうのは、処分を計画的に実施するために、各省各庁の計画を出させる。私の質問は、この処分を国の産業の発展に資するために計画的にやるのか、それともケース・バイ・ケースで使用する当てはめるのか、そのどちらをやるのか。またかりに前者として、この建物、この土地があいていふことを大蔵大臣がきめて、そしてその使用を計画的にやらせるとしたならば、その計画は一体だれが作るのかということですが、御質問を多少取り違へたお答えを申し上げたことをおわび申し上げます。御質問の御趣旨に對しまして率直に申し上げますと、われわれは、今まで役人だけが比較的そういう全体の産業の発展というふうなことに於いて、むしろできる限りの努力はしてきたのであります。非常に限られた視野のもとにやっておったといふ点に反省をいたしたのであります。従ってそういう点に、大きく活眼といひます。大きく目を開きまして、大きな経済の動向というふうなものに沿つた処分をやつていきたい、しかもそれを計画的にやつていきたい、こういう構想を取り入れていきたい、こう考えてございませう。そうしてそのためには、やはり今の各界の代表的な方々の御意見というものを十分伺わなければならぬ、これがいわば審議会を活用する一つの大きなねらいになっていくわけでありませう。そういう見地から、総合的な計画を作りましてや

いくということに、今後重点を置いていきたいと考えております。

○横山委員 この答申の内容を實踐する、それから処分の計画が立てられ、その使用計画を立てる、その使用計画を實踐に当てる。そういうあなたの遠大な構想を實現するために、今日の管財の機構並びに人員、並びに予算は、私はあなたの味方をして言うわけでは絶対にありませんけれども、これだけの答申とこれだけの仕事量を持つておいて、一体そういうことをおしやつても、できるものであるかどうかについて私は非常な疑いを抱く。従来ともこの国有財産の管理及び処分については、不評判さくさくたるものがあつて、国民の非難も非常に強い。だから一年かかって答申を作り、白書をおでかしにたて、それを國民に發表されたことは大いに多とするけれども、この答申なり白書なりを實踐する上において、實踐の機構、實踐の予算、實踐の人員というものはまことに粗末なものであつて、正示さんいかにがんばつても、この実践といふのは、今日の段階としては不可能ではないか。それを實際にやるとしたならば、それにふさわしい機構なり、あるいは予算なり人員というものが伴わなくては、絵にかいたばたもちやないかというのをかねがね私は言つていたのであります。そのたびごとにあなたは、まあ何とか努力しますとか何とかおしやるけれども、實際問題としては、予算も通過してしまつたあとであります。実行予算の面でもよくいろいろのことを考えられるか知りませんが、けれども、大いに私は前途を危惧いたしておるわけでありませう。そういう私ど

ものの心配に対して、一体やり得るものであるのかどうか、そういう点について、明確に実践計画を説明していただきたいと思ひます。

○正政府委員 非常におわれの立場について御同情あるお言葉で、感謝をいたすのでありますが、昭和三十一年度の予算におきまして、御承知のように一億一千万円に上りますところの実態調査の予算が認められております。これはわれわれとしては、多年の念願であつたものがやつと実を結んだと考えております。仰せの通り定員の増加はいたしてありません。しかしながら、横山委員御承知のように、相当程度の機械の処分、また軍港市その他におきまして、施設の処分をいたしておるのであります。そこで本来でございますと、そういう面におきまして相当数の定員の減少を、従来の考え方からいたしますれば、出さなければならぬような状態であつたのであります。これに對しまして、今申し上げたような実態調査、これはまさに画期的なものでございまして、これを行ひますために、やはり削減すべき定員は、このまゝいづゆる一種の振りかえの措置を講じたらういだらう、なおそのほかに、相当程度のもを臨時要員として認められております。私は、やはり昭和三十一年度におきましては、従来手を抜いておつたと申しますか、つとにやるべきでありましたところの実態調査をほんとうに組織的にやりまして、これを第二年度、第三年度と推進をしていくということが一番大事な点ではないか。むしろ一方におきましては、処分というものを計画化するよう

にいたすことはもとよりでございますが、いわば三十二年度は、私はある意味におきましては、あまりに一挙に定員をふやすというような考え方はなく、将来大いに処分を促進するため

の素地を作る年度である、大体そういうふうな構想をもちまして、今申し上げましたように、本来ならば制限せらるべき定員を留保していただいて、そのほかに臨時要員を相当程度に認められたということに甘んじたのでございまして、さらにこれを将来におきまして整備していただくことは、今後の実態調査の成果等によつて考えていきたい、こう思つておるわけでありまして。

○横山委員 そうはおっしゃるけれども、財務局なりあるいは出張所へきておる人たちの意見を聞きますと、たとえば今話が出た国有機械の場合だつて、申請をしてから實際機械をもちろまでには半年か一年かかる。それから物納財産の問題を処理するために、出張所は直接には受け付けられない、ブローカーの会社を経由してもらわねといけない、これも半年か一年はかかる。そうでなくして、直接に出張所で話をしてもらうという不動産の払い下げなり、これもまた順番があつて、やはり半年は絶対にかかる、こういう状況なんです。あなたののおっしゃるのは、総合的に今後の台帳を作る問題や何かいろいろ言つていらつしやるけれども、現に今管財局の出先機関の仕事を見ていますと、とてもじゃないけれども、人員が不足で直接には受け付けられませんが、えらい済まぬけれども、何とかブローカーを通じて持つてきて下さい、こういうことなんです。それでは、私は国民一般にあなた方がサビ

ビスしておるとは言えぬではないかということを痛感するわけですが、これは、大いに一つ将来の総合的な問題と同時に、現に管財局の末端事務について御検討をわづらわさなければいかぬ、こういうふうな注文を申し上げておきます。

それから第二番目に、国有財産が、先般も指摘いたしましたように、民間に長期にわたつて非常にたくさん膨大に貸し付けられております。地方自治団体に対する貸付はともかくとして、一般民間に土地建物、機械器具等を膨大に貸し付けられておるものは、これは戦後の混乱のときはいざ知らず、もういいかげんに整理をしなければならぬと思う。私の調べた分でも、たとえば物納の建物の家賃なんかほとんど払われていないような状況なんです。取りに行く人も人員も少い、こういうわけなんです。まあただで借りておるような人はいないようなものだけれども、国の財産の管理という建前から言つと、これはよくない。機械についても、そうでありまして、こういう民間に貸し付けておること自体が、国としては貸し付けておること自体が、私は根本的に検討すべき段階であらうと思ふ。従つて、かねて申し上げておるうちに、極力これは整理をしなければならぬ。整理というても、ただあなたのところも、もういいかげんに金を納めてくれぬかというふうなことでは、これは整理にならぬから、この際一つ特別の措置を講じたらどうかということをおかねがね言うておるわけですが、たとえば建物にしても、もう売却をする、売却するについては、ちょうどあの地方自治団体がやつておるような、建売住宅のような方式で、そうして現在の

時価をもつて評価して、それが年賦償還なり何なりで将来は自分のものになる、あなたのものになる、そういう立場においてこれを売却をする。機械についてもそう。そういう特別な措置を講じなければ、この民間に対する国有財産の貸付の整理は百年河清を待つようなものではないか、こういうことが痛感されてならないのです。答申の中にも幾分それに触れておるようであり

ますが、この際政府としては、国有財産を長期にわたつて民間に貸し付けていることについて英断をふるうべきではないか。英断をふるうに際しては、そういう整理をしてもらつた方が民間についても有利であるというふうな印象を与えませんか、これまで解決がでないと思うのでありますが、かねがねあなたに検討をお願いしておることではありますが、どういう結果になりましたか。

○正政府委員 ただいまの御質問の点は、国有財産管理上非常に長い間の懸案でございまして、私は昭和三十一年度におきましては、先ほど申し上げましたように、将来の処分への一つの素地を築いていく、こういう意味におきまして、貸付財産について根本的な検討を加えたいと考えております。すなわち従来は、この貸付財産は、御承知のように継続貸付ということになつておりました、一年々々形は契約を更新するのでありますが、現実の貸付料におきましては、ほとんどこれを据え置きとか、あるいは一律に一割ぐらい上げるとかというふうな、あまり功利性のないやり方をやつておつたのであります。これではいけないということ

を率直に認めておりますので、三

十二年度におきましては、一つ機械なりあるいは建物なり土地なりの貸付料につきまして、貸付の相手方個々に当りまして、ぜひこれを買ひ取つていただくたい、買ひ取つていただくについては、法律に定むる延納の最大限度までお認めをいたします、また代金の徴取については、ただいま横山委員がお話のように、一種の月賦制のものを加味いたしまして、従来の滞つております貸付料と新しい売払価格とを合せまして、一定の料金を月々納めていただく、こういう家賃の徴収というふうなことに貴重な定員をさかない、これは全く機械的な事務でございまして、信願すべきものに委託をする、こういうことを考えております。そこで月々徴収に回しまして、一定の年限が参りますと所有権が移る、こういう仕組みのことをぜひやりたいと考えております。そこで、どうしてもこの買ひ取りに同意をしないという方、引き続き借りておきたいというふうな方につきましては、私は契約を更新したい、実質的に契約を新規契約に切りかえたといふことを強く今考えております。これらの点は、個々に当りまして、現実にはどの程度買ひ取つていただくか、あるいはどの程度の方が引き続き契約を更改してでもそのまま貸付の形において利用されるか、これは目下予断を許しませんが、私は、一つ全面的にこれは貸付中の財産について、今申し上げたような構想で總当りに當つてみたいといふことを考えております。

○横山委員 その点については、特段の善処をお願いしたい。

第三番目に、今国有財産に関する法

律については、いろいろな制限と規制がございます。中小企業が国有財産の払い下げを受け、いろいろな自分の方の企業の発展に資するためには、非常な制限がたくさんあるのです。本来国有財産というのは、今までの経過からいいますと、ほとんどといっていいほど大企業の独占的受益となっておるような気がいたしてなりません。それはどうしてそういうことになるのかという点をいろいろ調べてみますと、予算決算及び会計令臨時特例とか予算決算及び会計令とか、そのほかの諸法律、諸規定において、金額の制限やあるいは利用する産業の重要度等の制限とか、いろいろな制限がしばしばあるわけです。このような状況で、中小企業がまあ一つといつても、なかなか国としては、また現場の職員としては、中小企業の育成発展に資するような方法はないんだ、従つてこの管理処分にあつて、先般正示さんが言つたように、何とか今日までのやり方を改めて、国有財産の処分にあつてはこれを更改し、しかも中小企業の育成発展に資するようにするためには、諸法律、諸法令の改正を必要とするのではないかと、また通達及び規定についても、格段にそのワケを広げる必要があるのではないかと、こういうことを痛感するのであります。その点はいかがですか、これが第一です。

第二番目は、先般私が質問をいたしました機械の交換の問題であります。先般御説明をいただきましたと、在日米軍の使用している約二億円の機械器具については、今なお外務省と折衝中であつて、必ずしも全部が全部行政協定に基づくものではないとは断言し得ないという話がありました。それはわかりますけれども、しかし在日米軍も、答申にいつていますように、もうぼつぼつ撤退をし始め、返還し始めているときでありますから、この際いかげんな解決をしないで、強硬な立場で、行政協定に基かないと見られるものについては、すみやかにこれを中小企業向けの交換、払い下げに充てる考えはないか。またこれに関連をして、戦後いろいろな学校の機械の交換用として保管を引き受けましたものについても、その後実情は、今なお引き取らないものがある。特に私が関心を持ったのは、大企業が機械の払い下げをもらつて、なお受け取らないものがあることです。契約は確かに行われた、行われたけれども、今なお政府がこの機械を保管しておるというものは、必要なもの、ソクをとつたにすぎないものではないか。もし契約が完了してないとするならば、あなたの方で文部省とも交渉をされて、不必要なものであるならばすみやかに解除、解除というよりも、契約がしてないのでありますから、中小企業の交換に充てるべきではないか。こういう点について、機械の交換も一応一段落するとき、最終的にあなたの方としては全般に目を向けて整備をなさるべき必要がありはしないか、これが第二点であります。

第三点は、本年度から今度は工具の処分にあつたところであります。先般本委員会でお伺いしたところによれば、交換、払い下げをなさるといふ話であります。いろいろと検討し、諸機関の意見も聞きましたが、交換といふことはどうも実情に合わないのではないかという感じがしてならないのであります。これは、何回もあなたの方の御意見を聞いて、私もすいぶん善意をもつて調べたのであります。たとえば、かじ屋さんが古い工具を出すといつても、実問題として、悪くなった工具なんかはすぐくず屋にやつてしまふものです。倉庫の中に古い工具などありはしない。これをどうしても交換でなければならぬとするならば、みすみす新しいことが起るような気がする。そういうわけでありまして、この際交換でなくて、工具のような小さいものについては払い下げになつた方がよくはないか。この点については、先般当委員会であつたにお聞きしたの方の關係の下部機関なり、あるいは希望される人々の御意見その他の御意見を承つて、工具の交換が円滑にはかられるためにはいろいろな角度から検討をしたのであります。やはり交換といふのは、みすみすことと起きる感じがしてならぬのであります。これは、いろいろな経緯はあるけれども、この際あなたの方で英断をふるつて払い下げにする。そうして措置法の改正を要するものであるならば、国会も終りかけではございませんけれども、このような問題については、各位の御了解を得られると私は思います。交換をやめて払い下げになつたらどうかと思つておられます。しかしあなたの方で、いやそういう不都合な点については十分善処できるという見通しがあり、かつそれが現場の実情で、不都合な点については十分調整をして中小企業の要望に沿いますからという確信と善処する道があれば、これは別でありま

しょう。しかし私の考えでは、そういうことはできそうもないのであります。この点について、今までの経緯にとらわれないで、一つ率直な正示さんの御意見を伺いたいと思います。

○正示政府委員　まず第一点の、中小企業に對しては、国有財産の払い下げといふふうなことが非常に不利になつてゐるのではないかとこの点でございしますが、私もさういふ点でございまして、御承知のように、予決令等によりまして、隨意契約をなすものは業種を大體きめておるわけでありまして、資本金その他企業の規模によつて制約を加えておることはございしません。従ひまして、一定の業種でございしますれば、その規模の大小を問はず隨意契約の対象になるわけでありまして、問題はむしろ、たとえば鉄鋼業といふふうな企業につきまして隨意契約ができることになつておるのであります。この関連産業が非常に窮乏に現在規定されてゐるのであります。規定と申しますより、むしろ予決令に基づくところのいわゆる包括協定というふうな通牒の書き方が非常にきつちやうめんにできておりました。関連産業になかなかこの恩恵が及ばないという点が確かにございします。この点につきまして、今主計局と十分協議をしてゐる途中でございます。できれば重要な産業の関連産業にも隨意契約を及ぼして参りたい、こういう気持ちで検討を加えてゐることをお答え申し上げます。

次に、在日米軍に對する問題を先般当委員会において御質問になつたのであります。これも白書に出ております昭和三十一年三月末の数字をあげて御質問になつたのであります。その後私の方で調査をいたしましたところ、本年三月末現在におきまして在日米軍に提供したしております機械は、一万三千四百四十一台ということになつております。しかも、このうちすでに私どもの方で米軍当局と一緒にやりまして実態調査を行いました数字が、八千三百五十四台ということでございます。この機械につきまして、目下米軍と折衝をいたしております。果たこれが彼らにどうしても必要であるか、もし必要でないならば、御趣旨のように、国内においてこれを活用したいといふことで、施設々々につぎまして個別に協議をいたしておりますので、御了承を願ひたいと存じます。

それからさらに学校とか企業に對して留保いたしておりますところの機械を、交換の対象にすべきではないかという御意見であります。これまたかねてそういう御意見は十分拝承いたしまして、目下個々に當らしてあります。今後さらさらそれをスピード・アップいたしてやつて参りたいと考えております。

第三の工具の点でございしますが、お話し通り、これは組合ができていないといふふうな事情でございまして、なかなか技術的にむずかしいという点は私も十分承知をいたしております。しかしながら、せつかくこの特別措置法の中で、これは国会で特に御議論のあつた点であります。三割五分引きという恩恵が与えられてゐるわけでありまして、そこで私としては、今、最後にだめを押されたような形でございしますが、運用上工夫をいたしまして、ぜひともこの三割五分の恩恵に浴するよ

うな計らいをしていきたいということ
で、本日でも部内の課長会議を招集いた
しまして、これらの点について検討を
加えているわけであります。私は、法
律の定める恩典をぜひともそういう
方々に及ぼすとともに、いわゆる企業
の近代化の一助ともなるように運用上
工夫を加えてやって参りたいと考えて
おります。

○横山委員 私の心配しておりますのは、こういうことなんです。三割五分の恩典はもちろん受けなければならぬが、交換することが実問題としてできるかどうかということなんです。交換と払い下げ、どちらにしても三割五分は受益さしてやりたいのです。しかし法律は、交換でなければ三割五分はだめなんです。交換にして、鉄鋼業の人々が古い工具を出せるといふけれども、そんな古い工具は、一年も二年もしまっておきはないのではないか、工具はこわれたらくずにして売り払ってしまったら、溶鉱炉にぶち込んでしまったり、どこかにいつてしまふのではないか、それを一年分見返りに出せといっても、どうしても出さなければならぬのなら、妙なことをして持つてくるということになりそうない気がしてならぬ。しかもあなたの方の御希望としては、組織を通じて出せと、いうことでありますから、この組織をする、たとえば鉄鋼会なり鉄鋼協同組合が、古い工具を集めるのは大へなことなんです。古い工具を集める、それだけの事務をやらせることは大へんだから、一つ工具のようなものは、交換ではなくして払い下げにしたらどうか。そうして三割五分の恩典を受けさせるためには、法律の改正なり何らか

ほかの方法をもつてやつたらどうか。この方があなたの方としても便利ではないか、簡単ではないか。管財局職員もこれによって不要な仕事が避けられるのではないか。くずを集めるといふことに目的があるのかも知れませんが、しかし工具のくずなどというのは、散在してしまつて一カ所にならうわけです。どこからもらつてきても、あるいは買つてきて、これを交換に充てるといふまいことが起りやしないかといふことを私はおそれるわけですね。三割五分の恩典を受けさせるためには工具でなければならぬ、こうおしやる気持はわかるけれども、そのためにかえつて不要な仕事を与へるとするならば、法律を改正して、交換でなくして、払い下げて三割五分の恩典を受けさせる方法はあるのではなからうか、こういうことを私は申し上げてゐるのですよ。

○正示政府委員　工具は、御承知のように非常に特殊なものでありまして、これを払い下げにいたしましたて、しかも三割五分の特典を与えるという考え方をとりますと、またこれに随伴していろいろ問題が起ってくると思います。御指摘のように、交換のためによそから古いものを買ってくるということとは、確かに大きな弊害でございますから、その点は、われわれとしても一つ嚴重に御自衛を願わなければならぬと思います。ただ従来機械につきまして、これまで相当の手数でありましたて、現実にお使いになっておる機械とわれわれの方の機械を交換していただくということ、これ自体相当のわずらわしい事務であるという考え方であつたのであります。幸いにして大へん

御協力をいただきまして、成果を上げ
ておるのであります。機械でやってお
りますので、大体同じ考え方をもつて
やるならば、何とか処理できるのじゃ
ないか。ことに今年分ということをお
おつしやいましたが、そのところを
あまり窮屈に考えませんが、持ってお
られるものを出していただくならば、
大体個数において相ひとしいものを差
し上げるといふうな考え方をとつ
て、組合——単位組合のないようなと
ころにおきましては、これにかわるもの
を臯当局その他と相談をいたしまし

て、機關を作つてはいただかなければならぬと思いますが、そういう組織を通じてやつていけば何とでも処理できるんじゃないか。これについては、財務局の担当者も大体そういう考え方で、今夫をいたしております。あまり早くあきらめをすることなく、やはり私は工夫をして、またこの点については具体的にいろいろと御意見を伺ひまして努力していきたい。まだ今絶望するには早いのじゃないか、こういうふうには考えています。

○横山委員 私は、ここであなたの結論を得ようと思いませんが、一つこの問題について希望を申し上げておきたい。

第一は、今言つたように、交換をやることには現実問題として多くの支障がある。工具のくすは少い。しかしもう工具は希望が多いのでありますから、はなはだしい懸隔がある。出す工具の数しかやらぬということでは、これは現実には全然即応しません。この点をどういうふうに解決をなさるか。

それから、希望の数をまとめよ、出す工具の数をまとめよ。鉄鋼会ないし

は鉄鋼会の組織にそういう大へんな仕事をとおえなさる。つまり業務を委託なさるわけです。これは、ちよつと正示さん、お考えになつてもわかると思うのですが、二百軒、三百軒の鉄鋼屋さんの希望数、出す工具を全部鉄鋼会に仕事を委託されるわけです。この仕事は非常に繁雑である。幾つも取り扱わなければならぬ大へんな仕事であります。この仕事を委託される結果になるわけですが、この委託をするためにどういふ措置をなさるかということが第二点であります。

第三点は、たとえばいしの問題が
あります。といしについておやりにな
るとするならば、基準法によつて試験
をしなければなりません。これはメー
カーが試験をするのでありますが、今
度はメーカーは政府であります。とこ
ろが政府は試験をしない。そうすると
需要者が試験をする。そういう責任が
ないのに、その責任を負わせてやらせ
るのでありますが、責任を負わせるた
めに、あなたの方はどういう便益をお
考えになるか、自分の責任をあちらさ

んにおつかぶせるわけにあります。試験をしなければ使えない。試験をする責任がない人に責任を負わせるのでありますから、この点をどうなさるのか

第四点は、以上の点をいろいろ考へて、特に交換が現実問題としては非常に無理がある、これは払い下げにしたかどうか、払い下げにするために、法律を改正して事務を簡素化すること、業界にとつても、あなたの方にとつても非常に有益になる措置だと思ふが、これはもう一べん御検討をお願いす。

たい、これが四つ目であります。

以上の点を申し上げて、これは今すぐにあなたの御答弁を求めるのには時間が早過ぎるような気がしますので、すみやかにこれらの点を御相談をしていただきたい、こう思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

○正示政府委員　時間の關係上——この問題は再検討したいでございますが、とにかくことは予算がある程度でございますので、今おあげになりました点について、私はある程度具体案をつかめるといふことを申し上げま

○春日委員　時間をお急ぎのようでございますから、簡単に一問だけ。ただいま正示局長は、国有財産を中小企業に払い下げるとは何ら制限が設けられていない、こういうことであります。ところが、中小企業者が国有財産と關係を持ちます場合は、主として中小企業、協同組合の共同事業の設備に關連して、国有財産の払い下げを受けたいという場合が多々あると思います。わけて今回組織法の通過を見まして、そういう傾向も次第に数多く現われてくると思うのであります。そこで伺っておきたいことは、予算決算及び會計令で、國は協同組合と隨意契約を結んで、協同組合から物品を購入することができ、隨意契約をすることができるといふ——たしかこれも国会に於いて論議されて、そういう法律の改正が行われたと記憶いたしております。買うことはできる。ところが売ることではできないのではないかと考えるのであります。この点は現在どうなっておりますか。

○正示政府委員　御質問の点は、形の

上では、一応国が買上げる場合には、そういう協同組合とストレートにできるという規定があるにかかわらず、払い下げの場合は、協同組合なるがゆえに随意契約ができるという規定がないじゃないかという御趣旨かと思ふのでありますが、その通りであります。これは、先ほど横山委員にお答え申し上げましたように、随意契約ができる場合に、たとえば産業の保護奨励でございまして、一定の金額の高でございまして、一定の金額というふうな押え方をしておるから、そういうふうになつておるわけでありまして、そこで払い下げをいたします場合には、それ

の随意契約の条件に合致したものに對しまして随意契約をするという建前をとつておりました、どういふ企業形態であるから随意契約ができるという規定の仕方はしていないわけでありまして、そこは建前が違つておりますので、われわれとしては、そういう業種別の制約あるいは金額的な制限というふうなことで、随意契約をやつております。こういう趣旨であります。實際におきましては、そういう条件に合致する方にやりますから、あまり弊害がないというふうな心得ております。

○春日委員 正示博士は、一つ聞くと百くらい答えるので、迷惑しにくた。(笑聲)簡単に言つて下さいよ。結局、協同組合に対して国有財産を払い下げることができましか、御答弁願ひいます。

○正示政府委員 これはその他の条件に合えば随意契約もできます。

○春日委員 その他の条件とは何ぞや。

○正示政府委員 金額が一定金額以下

である場合、あるいは業種が随意契約の対象としての業種に合致する場合であります。

○春日委員 参考のために、その金額の制限、業種の制限を伺いたい。ごく概略でけっこうですから、早口で三十分以内に御答弁願ひいます。

○正示政府委員 第二課長から申し上げます。

○市瀬説明員 製鉄事業あるいは輸出の量が多い繊維製品、あるいは石油化学、そのほかまだたくさん業種はありますが、金額の面では、旧軍用財産につきましては五十万円以下の売り払い、それから十万円以下の貸付でござい

ます。

○春日委員 それは全然私が尋ねてゐること違ふんじや。結局中小企業等協同組合が、国有財産、たとえば土地、工場、機械の払い下げを受けたという場合に、もとよりこれは種々雑多の業種が対象となります。しかしながらそれは法人格を持つておる。政策的には、協同組合の共同施設として国家経済に資するところ大である。ところが、先般本会議において、中小企業の振興のために国有財産を中小企業向けろという要請をしたのに対して、当時予算決算會計令が改正されて、中小企業の団体からも品物を買うことができるという法律の改正があらためてなされた。本来ならば、そのとき、買うこともできる、売ることでもできると直すべき性質のもの、売ることができないようになつておる。そこで、現在それは明らかに法律の旨点となつて、今回協同組合法が改正されて、共同事業というものがずつとふえてきておると思うので

す。従ひまして、これは今ここで解決することは困難であらうと思ひますけれども、協同組合から買うことができたら、協同組合に対して売ることでもできるよにすみやかに法律を改正されることを要望しておきます。この次までに研究して下さい。

それから、この前、機械が何千万点あるとかいふ話だつたけれども、中小企業の振興のために早期にこれを解決してくれということは、横山君からも強く要望がありまして、私からも付言いたしました。自來水の法律が通つてから一カ年になんとなつておる。機械はできておるけれども、器具の問題については数が多から、追つて調査ということでは一カ年過ぎた。今日、それはどういふ具合に実行に移されておるか、またはいつごろ移し得るお見通しであるか、簡単に御答弁願ひたい。

○正示政府委員 最初の点は、御要望によりまして私も研究をいたしますが、結局随意契約はできるように研究しろという御趣旨に一応解釈しておきます。

○春日委員 随意契約ではなくて、売ることができないのでしよう。協同組合に対して国有財産を売り払うことができるならば改正する必要はありませんけれども、もちろんできないでし

や。

○正示政府委員 これはできません。先ほど申し上げますように、制限はございせん。それは春日委員のおっしゃることが、随意契約ができるというふうな規定を設けよという御趣旨でなければ、研究の必要はないということを重ねてお答えをしたわけでありまして、それから第二の点につきましては、

工具は千五百万点近くございまして、この工具を今や選別いたしております。先ほど横山委員にお答え申し上げましたように、このうちから交換に適するものにつきましては、先ほど申し上げた方針で研究いたしまして、すみやかに交換に回したい、かように考えております。

○春日委員 あとの問題は、結局一年有余たつたけれども、まだ一品の交換もできていない、こういうことなんです。従つて、それはだんだんとさびていくわけだから、早いところやつてちょうだいということなんです。一年有半過ぎてもなされておらなければ、一体いつまで調査をやつておるのですか。弥勒さんが出世するまで五十六億七千万年というのだけれども、そういうむちゃなことはいかぬですよ、強く要望しておきます。一年たつて何にもやらぬというちゃらんぼらんなことがあります。

それから前の話が不明確だが、この本会議の要望にこたえて予算決算會計令が直されたときは、何千万円でも協同組合から品物を買うことができるでしよう。

○正示政府委員 随意契約ですよ。

○春日委員 随意契約ということは別にして下さい、そういうことは言わぬで下さい。協同組合から国が品物を買うことができるのでしよう。現在の法律で、協同組合に対して国有財産何千万円のものでも売ることではできません。

○正示政府委員 売れないという制限は全然ございせん。

○春日委員 けれども、法律には国有財産を買い入れるということだけあつ

て、売り渡すということが書いてないと思ふ。

○正示政府委員 買入れの際に随意契約ができるという意味で、その規定ができたのであります。

○春日委員 どうだ諸君、わかるか。(わ)わかるわ(と)呼ぶ者あり(委員長、わかるか。

○山本委員 長 わかる。(笑聲)

○春日委員 それでは妨害になつてはいけませんから、あとでゆくり調べまして、もう一ぺん尋ねます。

○山本委員 長 阿法律案につきまして他に御質疑がないようでございますから、質疑はこの程度で終了するに御異議ありませんか。

○異議なし(と呼ぶ者あり)

○山本委員 長 御異議なしと認めまして、質疑は終了いたします。

これより討論に入りますが、別段討論の申し出がございせんので、直ちに採決に入ることにより御異議ありませんか。

○異議なし(と呼ぶ者あり)

○山本委員 長 それではお諮りをいたします。阿法律案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

○異議なし(と呼ぶ者あり)

○山本委員 長 御異議なしと認めまして、よつて阿法律案は全会一致をもつて原案の通り可決をいたしました。

次に、横山委員よりただいま議決いたしました国有財産法の一部を改正する法律案に対する附帯決議について発言を求められておりますので、これを許します。横山利秋君。

○横山委員 ただいまの国有財産法の一部を改正する法律案について附帯決議を提案いたしたいと思ひます。

第一類第五号 大蔵委員会會議録第三十五号 昭和三十三年五月八日

一

一

一

一

朗読いたします。

国有財産の管理処分の適正化を図るため、政府は、本法の実施に当たっては、次の諸点を十分考慮すべきである。

一 国有財産の管理処分の現状は、

今なお適切とはいえないから、その適正を期するため、国有財産審議会の答申を尊重して管理処分の公開化を図るとともに、予算、人員の増加等の措置を講じて遺憾のないようにすること。

二 国有財産を長期にわたって民間に貸し付けることは適当でないから、現在これに該当するものは、極力整理するよう特別の措置を講ずること。

三 国有財産の管理処分に当たっては、中小企業の育成発展に資するよう特段の配慮をする必要がある。したがって、在日米軍が使用している国有財産の機械器具についても、行政協定に基づくものでない限り、認められるものは返還を求め、中小企業向の交換払下にあてること。

以上であります。

○山本委員長 ただいまの横山委員より提出されました附帯決議について採決をいたします。お諮りをいたします。本附帯決議を可決するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって本附帯決議は全会一致をもって可決いたしました。

この際お諮りを申し上げます。ただいま議決いたしました両法律案に対する委員会報告書の作成、提出手続等に

つきましては、先例によって委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

○山本委員長 次に、専売事業に関する件について田万委員より発言を求められておりますので、これを許します。田万君。

○田万委員 塩害の問題がいろいろ最近出ておるようでございます。その点について二、三お尋ねしたいと思っております。

すでに公社の方へは全国から、流下式への切りかえによって、塩素の飛散でいろいろ被害を受けておるという報告が参つておると思うのであります。報告をお願いしたいと思つた。それからどういふ被害が起きているかというのを、あわせて御答弁願いたいと思つた。

○三井説明員 お尋ねの枝条架による塩害の問題でございますが、ただいま専売公社の方に報告が参つておりますのは、香川県の状況につきまして、高松の地方局長から報告が参つておるものでございます。香川県下におきましては、この昨年の暮れからことしにかけては、この冬の間に、異常な乾燥の日が続いたようでございまして、雨が全然降らなかったために、枝条架から飛散いたしました塩のしずくがその近傍の主として果樹園に對しましてかかりまして、そのために相当の被害を起しているという報告が参つております。本社といたしましては、従来も一、二こ

ういふ問題が起つたことはあつたのであります。が、今回のように相当広い地域に被害が起つておるということは初めてでございますので、相当この問題を重視いたしまして、地方局の方にもなおよく詳細な実情を報告するように指示いたしておりますが、本社からも、この実情を把握いたしますために、今明日のうちに人を出しまして調査をさせることにいたしております。

「委員長退席 平岡委員長代理着席」

○田万委員 まだ十分御調査ができておらぬ模様でございますから、私から、香川県の実情を見て参りましたから、ちよつと報告をいたします。

実は一地方にすぎませんが、松山というものと村でございますが、現在坂出市に合併されておりますが、その地方の小さい部落で、すでに柑橘類で二億円に近い被害を受けておる。もちろん菜園関係の被害も大きいものがある。が、数十年かかってやつと柑橘を成育して、収益をあげられるような事態に立ち至つて、今度の流下式切りかえによって塩素の飛散で柑橘類が枯れてしまふ、生活権が脅かされておるというふうな現状が今香川県の一部にあるわけですね。これは、御案内の通り、香川県の流下式切りかえによって、塩業地帯というものは、大體柑橘類を栽培しておるその付近に塩田がございまして、松山だけでなくして、至るところに塩害が現在発生しておるわけでありまして、これにつきまして、私も地方局にも参りましていろいろと御援助願つたわけでありまして、この塩害対策というものについて、具体的にまだ公社自身も樹立されておらないと思

うのです。どういふように具体的に塩害対策をとるべきかということについて、御研究になつておればその点をお漏らし願いたいと思つたのです。

○三井説明員 塩害の対策につきましては、従来も本社からも各地方局にはいろいろの機会に指導をいたしておるものであります。決してこの問題を本社として等閑に付しているわけではなないのであります。が、今度高松の地方局でこの問題が起りました後に、直ちに地方局として方針を立てまして、現在塩業者を指導いたしております点を申し上げます。第一には、一定の風速以上のときには被害を与える心配がありますので、その際には枝条架の稼働を中止するようにいたす。風速何メートル以上の範囲がこれに当るか、この範囲をどのようにするかということは、今いろいろと検討いたしておりますが、とにかく相当の風速以上の場合には枝条架の稼働を中止することにしたしております。それから第二といたしましては、枝条架からのしずきの飛散を防止するために、適當な防止壁を設備させる。第三といたしましては、枝条架に海水を供給いたしますといたしまして、密閉型の給水樋を使用することにしたしまして、給水樋からしずきが飛ぶことを防ぐようにする。第四といたしましては、給水樋から水が出まして、それが枝条架にかかるわけでありまして、その給水樋の末端と枝条との間を密接させまして、海水なりあるいは鹹水なりがすぐ枝条架に流れ落ちるようになつておるのを防止する。それらから第五番目といた

しましては、ただいま申しましたようないろいろの処置につきましては、各塩業組合の組合本部で責任を持って、氣象條件に適応した稼働基準を作りまして、その基準に従つて、どういふ場合には枝条架の稼働を停止する、あるいは再開するといったような枝条架の操作の指令を組合本部で責任を持って処置することにしたしまして、各組合員の任意にまかせるというようなことをやめさせる。そのためには、組合本部で常に風の方向あるいは風の速度と風速以上のときには被害を与える心配がありますので、その際には枝条架の稼働を中止するようにいたす。風速何メートル以上の範囲がこれに当るか、この範囲をどのようにするかということは、今いろいろと検討いたしておりますが、とにかく相当の風速以上の場合には枝条架の稼働を中止することにしたしております。それから第二といたしましては、枝条架からのしずきの飛散を防止するために、適當な防止壁を設備させる。第三といたしましては、枝条架に海水を供給いたしますといたしまして、密閉型の給水樋を使用することにしたしまして、給水樋からしずきが飛ぶことを防ぐようにする。第四といたしましては、給水樋から水が出まして、それが枝条架にかかるわけでありまして、その給水樋の末端と枝条との間を密接させまして、海水なりあるいは鹹水なりがすぐ枝条架に流れ落ちるようになつておるのを防止する。それらから第五番目といた

しましては、ただいま申しましたようないろいろの処置につきましては、各塩業組合の組合本部で責任を持って、氣象條件に適応した稼働基準を作りまして、その基準に従つて、どういふ場合には枝条架の稼働を停止する、あるいは再開するといったような枝条架の操作の指令を組合本部で責任を持って処置することにしたしまして、各組合員の任意にまかせるというようなことをやめさせる。そのためには、組合本部で常に風の方向あるいは風の速度と風速以上のときには被害を与える心配がありますので、その際には枝条架の稼働を中止するようにいたす。風速何メートル以上の範囲がこれに当るか、この範囲をどのようにするかということは、今いろいろと検討いたしておりますが、とにかく相当の風速以上の場合には枝条架の稼働を中止することにしたしております。それから第二といたしましては、枝条架からのしずきの飛散を防止するために、適當な防止壁を設備させる。第三といたしましては、枝条架に海水を供給いたしますといたしまして、密閉型の給水樋を使用することにしたしまして、給水樋からしずきが飛ぶことを防ぐようにする。第四といたしましては、給水樋から水が出まして、それが枝条架にかかるわけでありまして、その給水樋の末端と枝条との間を密接させまして、海水なりあるいは鹹水なりがすぐ枝条架に流れ落ちるようになつておるのを防止する。それらから第五番目といた

しましては、ただいま申しましたようないろいろの処置につきましては、各塩業組合の組合本部で責任を持って、氣象條件に適応した稼働基準を作りまして、その基準に従つて、どういふ場合には枝条架の稼働を停止する、あるいは再開するといったような枝条架の操作の指令を組合本部で責任を持って処置することにしたしまして、各組合員の任意にまかせるというようなことをやめさせる。そのためには、組合本部で常に風の方向あるいは風の速度と風速以上のときには被害を与える心配がありますので、その際には枝条架の稼働を中止するようにいたす。風速何メートル以上の範囲がこれに当るか、この範囲をどのようにするかということは、今いろいろと検討いたしておりますが、とにかく相当の風速以上の場合には枝条架の稼働を中止することにしたしております。それから第二といたしましては、枝条架からのしずきの飛散を防止するために、適當な防止壁を設備させる。第三といたしましては、枝条架に海水を供給いたしますといたしまして、密閉型の給水樋を使用することにしたしまして、給水樋からしずきが飛ぶことを防ぐようにする。第四といたしましては、給水樋から水が出まして、それが枝条架にかかるわけでありまして、その給水樋の末端と枝条との間を密接させまして、海水なりあるいは鹹水なりがすぐ枝条架に流れ落ちるようになつておるのを防止する。それらから第五番目といた

○田万委員 いろいろ対策については、今お話しがありましたような方策が講ぜられておるということでございまして、先ほど申し上げたように、一寒村で二億円の塩素による柑橘類の被害が起きているという実情でございます。地方局におきましては、この現実

に起きておる被害を防止するために、一応地元非常に大きな団体ができて、生活権保障という意味でやかましうく地方局に陳情に来ましたが、地方局としては、一応操業の中止、それから現在建設しております工事のこれ以上の進行を中止するというこの勧告を發していただいたわけですが、ところが、その勧告を無視して、依然として操業が続けられておるといふような実情で、だんだんとともに被害が重なっていくということに相なっております。この点については、これは一地方の問題というけれども、地方における農村の人たちの死活問題でありまして、業者が利益を上げるための操業は、かりに許可営業であつたとしても、自分の方に利益が上れば、第三者にどれだけ被害をかけたもよいというところは法律上あり得ない、また公社としても、これを黙視することはできないと私は思うのであつて、早急にこの大きな問題の解決について、大きな手を打つていただかなければ困ると思つております。そこで法律問題になります、操業中止勧告あるいは工事の進行中止勧告というようなものを無視せられた場合に、公社としては被害防止のためにとるべき何か適切な方法がほかにあるのをごさいますか。たとえば中止命令を出すというようにありますが、いかがなものでしょうか。

○三井説明員 御参考までに校条架に對する公社の考え方をちよつとこの機会に申し上げておきたいのでありますが、従来公社といたしましては、塩田の面積に對しまして五%の範囲内の校条架というものを基準にいたしております、その範囲内では塩田の流下式

轉換、校条架もあわせての流下式轉換に補助金あるいは農林漁業資金のあつせんといふことをいたしておるのでありますが、最近の傾向といたしましては、公社のきめております五%の基準をこえて、塩業者の間に、言葉は少し強過ぎると思ひますけれども、いわば校条架の亂設競争といつたような情勢まで見えておるわけであり、この点を放置いたしておりますと、現在御承知のように新しい塩田の許可といふことはいたしてないものでありますけれども、最近の傾向では、塩田の中に校条架を作ります割合はある程度制限されますけれども、塩田外に自己資金で校条架を亂設するといつたような傾向が非常に強くなつております。せつかく新規の塩田を許可しないといひますけれども、校条架を塩田外に作りますことは、いわば塩田を新設するのと同じような効果がありますので、その点は、公社といたしまして先般通牒を出しまして、新規塩田を許可しないと同じように、今後塩田外に校条架を新設することは認めないという指令を出しております。従来は、それが自己資金でやるものであるからといふことで、許可申請がありました場合に許可をいたしていただけておりましたけれども、今後は塩田外での校条架の新設といふことは許さないことになつております。

それで、お尋ねの点であります、一たん許可をいたしました校条架につきまして、その撤去を命令するといふことは、法律に基いてやるといふようなことはなかなか實際問題としてむずかしいのじやないかと思ひます、また法律の根拠を持った命令を出

すといふようなこともいひがかかと思つております、指導といたしましては、今申しましたような、明らかに塩害を及ぼすおそれのあるような校条架につきましては、場合によりましては撤去を指導する、あるいは他の害の起らないような場所に移設するといふようなことを指導するといふことで参りたいと思つておるのであります、公社からの指導でありますれば、塩業者はこれを聞かないといふようなことは万なからうと思つておるのであります、一たんそういう指導、指示をいたしました場合には、ぜひともそれを守らせるようにいたしたいといふ考えであります。

○田万委員 公社としてはいろいろ考へておられるでしょうけれども、現実の事情といふものは、そう公社の考へられておるほど甘いものでなくて、やはり具体的にいろいろ指令しておられるけれども、現実にすでに被害が起きている。一寒村で二億円の被害が起きているといふこの実情をわれわれはどう見たらいいか。要するに何らかの欠陥があつたから被害が起きている。しかも、それが塩害によるものであるかどうかといふことは、顯著な事実として塩害であるといふようなことが証明されておる状態において、これは日本専売公社として、皆さん重大な責任を感じて、よく指導してもらわなければ困ると思つております。

それで、今のお話によれば、いろいろ注意はするけれども、それをかりに守つておつて塩害が起きた、あるいは守らないで塩害が起きたといふ二つの場合があり、いずれにしても、塩害の起きた実情についてはいろいろ

対策を講ずるけれども、公社として、操業中止あるいは工事建設中のものをさらに続行してはいけないといふ中止命令を出す権限がないかのごとき御発言があつた。そうすると、公社は、一度許可したら、あとはどんな被害があつてもそれは当事者間にまかして話をさすべきものであつて、公社としてはいろいろ手は打つけれども、それを聞かなければ仕方がない、どんな被害が起きてても、もう手をこまぬいてるよりは何か仕方がないといふように聞き取るような御発言があつたように思ふのですが、そんなものですか。

○三井説明員 私申し上げましたのは、公社といたしましては、どこまでも指導の徹底を期しまして、塩業者としては、誠意をもつてこの塩害防止の処置をとらせるといふことを申し上げたのであります、過去の被害につきましては、実情に応じては補償金あるいは見舞金の支出もせなければならぬ。また今後の被害防止につきましては、先ほど来申しましたような各般の処置を尽しまして、これに誠意をもつて協力させる、必ずこれを実行いたしまして、少くとも今後の塩害につきましては、これを絶対に防止するように指導して参る、かような考えでおるわけでありまして。

○田万委員 現在構築しております校条架の状態では、今いろいろ御注意があつたが、こういう方法、こういう方法といふようにいろいろ防止対策を講じて、もなかつた危険があるといふ場合には、公社としては、現在構築してあるものを他に移転さすといふことも可能であります。

○三井説明員 専売公社には、塩業者に對しまして塩の製造方法につきまして指示する権限はございますので、この条項を發動いたしまして、いわば強権的に命令することは法律的には可能でございます。しかし、果してこの条項を發動することが適當であるかどうかという判断は、また別にいたさなければならぬと思ひますが、法律上の限は一応持つております。

○田万委員 具体的に事件が起きておるのでありますからして、早急にできる範囲内の最高の処置をとつていただい、地元は非常に荒れておりますから、一つ御善処をお願いしたいと思ひます。なお最近、十一日までに実態調査を公社と業者と地元民、それから有識者、いわゆる學者で共同で調査することになっておりますが、その結果が出て参りましたならば、本社にも通知があるかと思ひます。われわれの手元にも通知があるかと思ひます。その結果に基づいて再質問させていただきますことになるかと思ひますが、それまでに早く手を打つてもらいたいと思ひます。

○横山委員 ちよつと関連して……。大平委員の質問もあるさうですから、私は簡単にいたします。愛知県塩田の問題について、当委員会であつた、去年でありましたか、お尋ねをいたしました、春日委員、私、両者ともあなたにお願ひをした。その際あなたから、今までのことを乗り越えて全力をあげて解決をするといふお言葉をいただいて、それは新聞にも載つた。多少デリケートなところがあるのだけれども、あなたの氣持としてはやつたように見えても、形の上では全然できておらず、お隣に課長さんがおす

わりになつてみえるのだが、あなたも課長さんも、諸般の事情は御存じだろうと思う。自來一年間になつて今なお係争中である。これは、三井さんも少し責任を感じていただかなければならぬと思う。私は党の塩田対策の主査をやつております関係上、実は副總裁にも御連絡を申し上げておるわけでありま

す。同会社と組合の立場はさることながら、塩の監督指導に當つておる専売公社の責任も、法律的にあるいは政治的かは別として、やはり責任を感じて、全努力をあげていただかなければならぬと私は痛感しています。聞けば、先般臨時總會が行われて非常に問題になつたさうであります。今月末また臨時總會が行われて、今問題になる。感情に感情が重なつて、あそここの塩田というものは非常に危機にさらされようとしておる。時間があ

りませんから率直に申し上げますが、短時間の間に最後の努力を専売公社がされて、愛知県、塩田についての紛争を解決をされる、こういうふうな努力をされるお氣持があるかどうか、この際何つておきたいと思ひます。

○三井説明員 横山先生から前に質問がございまして、私、いろいろな困難を乗り越えて必ず解決したいといふことを申し上げておいたのであります。自來相當の時間がたつておりますけれども、いまだ解決に至つていない。これは私といたしまして非常に申しわけないことに存じております。現地の局長にもたびたび指導をいたし、最後の解決をはかるよう現に努力をいたしておるのであります。必ずこの努力に実を結ばせまして、御期待に沿うようにいたします。重ねて私お

約束いたします。

○横山委員 今三井さんから、最後の努力を短時間の間にいたしたい、こういう言葉を聞きました。もちろんそのことであるならば、これは何となく、ゼロではない話ではあるかと思ひますが、しかしそれを実現するためには、いろいろな言い方はあるけれども、今日までに至らせた専売公社としての責任というものは、やはりあなたの方も考えてもらわなければならぬといふことが第一です。

それから第二番目に、当委員会、あなたが先般春日委員並びに私、阿委員の質問に答えて、今までのことを乗り越えてというふうなたなかを切られたのだけれども、その瞬間から今日まで全然ゼロなんですよ。これはあなたの言ひようはあるかもしれないけれども、少くともここであなたがおっしゃつた瞬間から今日まで、両会社と組合との間の進展は何らなないのです。これはちよつとお考え願ひなければならぬ。あなたの責任も私は追及せざるを得ないと思ひます。しかし今時間もありませんから、これ以上は申しませんが、少くとも国会が終るまでに何らかの解決があるように、私は特に注文をしておきたいと思ひます。副總裁にも申し上げておきましたから、格段の善処をこの際されることを特に私は要望して、質問を終ります。

○大平委員 先ほど田万委員が取り上げました塩害問題について、私も現地をつぶさに視察をして参つたのであります。今田万委員と塩部部長との間の質疑応答で若干ふに落ちない点がございますので、一、二お尋ねしておきたいのでございます。

専売公社としては塩害が再び今後起らないような施設上の規制といひますか、技術上の措置を講じたいといひます御意向のように拝聴いたしましたのであります。また現地の地方局におきまして、両者の間で誠心誠意話し合ひをさせたい、今までもやつてきたが、今後

もやりたいといふような意向を局長が表明いたしておる状況でございますが、私が見るところ、一体校条架がだんだん増設されてきてまして、塩分を含んだ霧がどの程度まで被害を及ぼすものかどうか、一説によると、五百メートルと言ふ人もあるが、いや二キロだと言ふ人もある、話がまちまちです。それから風速が何メートルであればどの程度まで及ぶかといふような点も、これもさだかでないのです。従つて、この問題は技術上の措置を講じ、法律上の措置を講ずる前に、大前提として、一体こういう条件のどこでこの科学的な調査が、どうも乏しいのじやないか。専売公社の方では、今までのいろいろ御指示をされておるよう

でございますが、御指示の前提になつてございまして、御指示の検討が、まだ十分でないのじやないかといふ感を深くしたわけですから、従つて、私は具体的な措置に入る前に、権威のある方が現地に参りまして、現在の施設の状況、柑橘類の分布の状況、その距離、地形その他について御調査を願ひたいと思ひます。この調査は、塩業者とか被害農民の力をもつてできるものではない、塩業者も一定の賠償価格の中でやるものでなし、自然操業度を高めなければならぬのですから、あなたの方御指示をされまして、欲が出て

参るといふのも人情だと思ひますし、被害農民に被害調査を科学的にやれといふても、それだけのコストを償ふ余力がない。従つて私がお願いいたしたいのは、専売公社として、権威ある方々の調査団といふか、そういうものを御編成いただきまして、現地の地方局、塩業者、被害農民と協力して、まず第一に基礎調査を固めていただきたい。そうしないと、水かけ論になつてしまふ。調査が客観的に信憑し得るものが確立されれば、それに依じて解決の道も自然に出てくるのではないかと、こういう感を深くいたしました。従つて、地方局の方にも要望をいたしておきました。これは、専売公社の本部の方で、そういうかまえて動いただかないと、なかなか組織的な動き方ができないのじやないかといふ懸念がありますので、まず最初にそういう点をやつていただいて、しかる後に、これをどう処理するかといふ話し合いを進めて参る方が自然じやないかといふ感じがいたしました。従つて、そういう権威ある科学者といふものを動員していく費用、あるいはそれを動員する手続、そういうものは、非常にこめんどろですけれども、公社の方でやつていただいた方がいんじやないか、またそういうと、権威ある調査ができないのじやないか。この問題は、政治問題化する前に、私も思ひます。政治問題を公社にお願いしようと思つたのであります。きようたまたま本委員会の問題になりましたので、この機会に、そういう方途を早急に講じられて、紛争の合理的な解決の基礎をまず作つていただくことが必要じやないかと存じますので、それを一つ要

望したい。公社の御見解をお伺ひしておきたい。

○三井説明員 校条架の被害につきましては、公社といたしましては、大平先生から御指摘のように、現在まで十分な調査資料も遺憾ながら持つていないわけでありまして、それで、問題を二つに分けてまして、まず第一は、当面の被害の事情を調査する必要がある。これについては、先ほどもちよつと申し上げましたが、十一日までに各方面の権威者が御調査をなさることにまつておりますが、それと別に、本社からも明日のうちに人を出して、とりあえず実情を調査させる。その報告に基きまして、場合によつてはさらに広範囲の調査もいたさなければならぬと考えております。

それから第二の問題としては、校条架がどういふような高さの場合にはどの程度までしづきが飛ぶといふような点につきましては技術的、科学的な調査もいたさなければなりません。これにつきましては、坂出の試験地ではいろいろとやらせておるのであります。いろいろとお防府の試験地と坂出の試験地とにさらに詳細な、この校条架のしづきの飛ぶ範囲の調査をさせることにいたします。その調査研究の結果につきましては、あるいは校条架の構造なり高さなりといったものにつきましても、何らかの結論を出しまして、これを塩業者の間に徹底させるよう、指導に遺憾ないようになつていきたいと思います。

○大平委員 校条架が使われたのはごく最近のことでございますから、十分な資料がないと思ひますが、なお校条架は増設される予定もあるようござ

いますから、従ってこれが増設された
あとの被害の及ぶ範囲、程度、そう
いった点は、十分念査していただかな
ければならぬと思ひます。ただこうい
う問題を政治問題化する前に、私はす
べての科学的調査が第一だと思ひます
ので、しかも、それは公社が音頭を
とつて、指導力を握つてやつていただ
かないと、業者、被害農民の方でこれ
をやれと言われましても手が出ません
から、その点は特に、しかも早急に一
つお願いしたいと思ひます。

○平岡委員代理 次に、金融に関す
る件について奥村委員より発言を求め
られておりますので、これを許しま
す。

○奥村委員 関連質問がたくさん出ま
したので、時間が経過しましたから、
私は、国民金融公庫総裁にごく簡単に
質問を申し上げておきたい。酒類業組
合法案に関する質問は、午後にはやら
せていただきますと思ひます。

国民金融公庫総裁にお尋ねしたいこ
とは、過日も本委員会と同僚委員から
取り上げられた問題であります。在
日朝鮮人の方々が作つておられる信用
協同組合に対する国民金融公庫の代理
貸し許可の問題についてであります。
すでに同僚委員も過日本委員会でお尋
ねしたのでありますから、重複してま
ことに恐縮であります。関係者の方
が非常に御熱心に陳情せられ、また当
委員会としても、これは四、五年前か
らの懸案でございましたので、重ねて
お尋ねをして問題を明らかにしておい
ていただきたい、かように存する次第
であります。それで、いわゆる信用組
合に対する国民金融公庫の融資は、い

ろいろ困難な問題があるかと思ひま
す。これは、何も在日朝鮮人の方々が
作つて信用組合だけでなしに、一
般の信用組合においても、御承知の通
りその許可なり監督が地方長官にゆだ
ねられておりまして、大蔵省との十分
な連絡もなかなか期せられませんが、
従つて、国民金融公庫においても、十
分の監督、連絡なども行われにくい、
こういう事情が一つ大きくありますか
ら、非常に困難な問題と思ひますが、
しかし、一般の信用組合にすでに相当
代理貸しを許しておられるとするなら
ば、ぜひ在日朝鮮人の方々の信用組合
にも許可をお願いしたい、こういうこと
です。すでに生活保護法などにおいて
も、日本人と同様にいろいろ適用を受
けておるのであるから、金融の面にお
いても同じようにしてもらいたい、こ
ういう主張があるわけでありまして、
そこで、私も当委員会としては、別に
まだはつきりした考え、態度は持つて
おりませんが、これは、大きく日韓の
友好関係にも間接的に響く問題であ
るし、できればできるだけの配慮をい
たすべきだ、かように思うのでありま
すが、現在のところ、国民金融公庫に
おかれましては、この問題に対しては
どう考えておられるのか、その事情に
ついて一つお述べ願ひたいと思ひま
す。

○石渡説明員 現在国民金融公庫の代
理店は七百二十一ございまして、その
うちの三十五が信用組合でございま
す。七百二十一ございまして、実際今
働いておられますのは、大体六百でござ
います。とにかく七百二十一のうちの
三十五は信用組合が代理店になつてお
ります。しかし先ほどのお話にござい

ました通り、いろいろ大蔵省の方とは
所管も違いますし、これを代理店にお
願ひするのは、非常に慎重を期して
おります。それで、なかなかお願いい
できない実情にございまして。

それから朝鮮人の方々の信用組合か
ら代理店に指定するようというお話
は、前々から承つておりますが、大
体国民金融公庫法に載つております国
民大衆というものは、日本に国籍のある
者、日本人に対して金融するのであ
る、こういう解釈をいたしております
ので、遺憾ながら朝鮮の方々の金融に
は及ばない、こういう次第でございま
す。それで過日お話のございましたの
は、朝鮮の信用組合に属しておられる
方でも日本人がある、そういう方々の
金融を見るために代理店にしてみたい
ではないかというお話もございました
が、朝鮮の方々の信用組合をこちらの
代理店にする、しかし借りる人は日本
人でなければならぬ、ということとは、
非常に窮屈で、かえつて工合の悪いこ
とだと思つております。それで、現在
朝鮮の方々の信用組合を私の方の代理
店にお願ひするのは困る、こういうふ
うに考えております。

それから実は国民という言葉でござ
います。生活保護法につきまして適
用があるかないかということ、こち
らに出て参ります前に、念を押して厚
生省の方に伺つてみたのでございま
す。厚生省でも、国民というのは日本
に国籍のある日本人である。朝鮮の方々
には、お見舞は出したことはあるけ
れども、生活保護法による保護を適用
したことはない、こういうふうなお話
を承つております。これは、よその
ことでございましてからあれでございま

すけれども……。それから住宅金融公
庫の方も、実は出て参りますときに
一応念を押して聞いてみました。が、や
はり国民大衆という言葉は、日本国民
をさすというので、日本人に限るとい
う解釈をとおるようでございま
す。やはり法律を作るときに、一連の
関係があるのじゃないかと私思つてお
ります。そういうふうな実情でござ
いますので、現在のところ、遺憾なが
ら御要望に沿えないわけにございま
す。

○奥村委員 そうしますと、在日朝鮮
人の方々の信用組合に、国民金融公庫
の代理貸しを許すかどうかという問題
については、ここに二つの隘路と申し
ます。問題がある、一つは、信用組合
であるからして、一般信用組合に対
してもなかなか代理貸しはしにくいとい
うことですが、その代理店の信用組合
に対しては、一体全国で、国民金融公
庫の代理貸しを何店くらい認めておら
れるのですか。それをまずお尋ねして
おきたいと思ひます。

○石渡説明員 四百三十二の信用組合
のある中で、代理店が三十五ございま
す。一つの信用組合で支店がいろいろ
ございまして、代理店としては三十
五、信用組合自体としては三十二で
ございまして。

○奥村委員 それでは、よほど特殊の
事情で三十幾つを許可されたのです
か。あるいは各府県に一つという基準
でもあつて許可されたのですか。一
般的に許可が簡単にできるものなら、こ
れもあれもということになるのです
が、何か特別の許可の基準というもの
があるのですか。

○服部説明員 公庫の創立以来代理店

を逐次増設して参りまして、信用組合
の代理店の申請は、当時から逐次あ
つたわけにございまして。それで、現在
すでに代理店が七百になつております。
そんなことで、資金量の関係とか、そ
ういふ点から、代理店の急速な増設を
かなり最近制約しております。信用組
合のみならず、一般的に代理店の新設
をかなり今押えておるわけでありま
す。今はそういう全体的な状況にある
わけでありまして。

○奥村委員 今の御答弁は、要する
に、代理店として許可するのに別に特
殊の基準はないが、資金量のために押
えられておる、こういうふうな承わつ
てよろしくございまして。

○服部説明員 今の全体の情勢として
は、資金量その他の関係でかなり抑制
しております。それで、現在三十二あ
ります信用組合の代理店は、創立以来
逐次できまして、昨年は約二十くらい
の信用組合の申請がありまして、その
中で認可をとりましたのが四でありま
す。それには、二年とか三年前から申
請があつたものもかなりまじつておるわ
けであります。そういうわけで、最近
非常に代理店の新設を押えておるとい
うような実情であります。

○奥村委員 しかし二十も申請があつ
た中で三つなり四つなりということに
なると、それは、入つたものはい
が、入らないものは非常に不満があ
る。そこで、やはり何かだれしも一応
納得のできる認可の基準でもお作り
なつておきませんか、何か裏からこ
そ運動したものが認可されるという
ように誤解されてもいけません。認
可の基準というものは、今作つておら
れないわけですか。

○服部説明員 認可の基準は作ってございませう。それで、大蔵省の条件を第一の条件としておきます。それは、一つの公庫の支所から大体十五キロ程度、それから一つの代理店から十キロ程度は離れておいた方がよいという一つの立地条件の条件がございませう。それから経営の規模であります。これは、現在のところ、預金量が少くとも七千万円以上くらいはほしいという一つの基準がございませう。そのほかに、それに相応した当該地の資金の需要があるというようにも基準になる。

それから当該金融機関の経営内容がかなり堅実であるということが一つの条件になっております。そういうような一応の基準をもって代理店を新設しておる。そのほかに、いろいろな実際の問題として、大都市のように非常に資金需要が多いという場合には、立地条件なんか多少緩和されて認可される場合も例外的にはありますが、一応の認可条件は、そういうような基準に基づいてやっておるわけでありませう。

○奥村委員 この基準の中に、経営内容が堅実でなければならぬという基準があるそうですが、これはまことにこもつともな基準ですが、しかし、その経営内容が果して堅実かどうかということ、国民金融公庫が一々行って立ち入って調べてみることはできないと思うのです。そうすれば、大蔵省の方の検査などの状況をお聞きになるということになるだろうと思う。そうならば、大蔵省の監督してない信用組合にはちよつと認可しにくいというところに実際上はなるかと思うのであります。またこの信用組合の中には、いろいろ問題を起し、世間にも迷惑をかける

ておるものも聞かれています。現に大蔵省の監督しておる相互銀行や信用金庫の中にもたまにあるのですから、一がいに言えませんが、その点はわかりました。

そうすると第二の点として、国民金融公庫は、国民一般に貸し付けるのである。在日朝鮮人の方々は、その国民一般の中に今のところ入らないという法務省あたりの見解によっておるということではありますから、それじゃ公庫の代理店を認めていただくこととすれば、国民金融公庫法を改正しなければならぬ、こういうことになるのです。その通りですか。

○石渡説明員 さようでございませう。現在その通りでございませう。

○春日委員 この問題は、一応われわれが伺いたいと思う事は、ただいまの質疑応答を通じておおむね明らかにしたかと存するわけでありませう。しかしながら、なおいろいろの国際関係等もありましようし、なお社会政策としての角度の検討もありましようし、なお他にいろいろの検討を要する要素もあるかと考えますから、これは、後日理事会その他委員会懇談会等において、当局を交えてさらに深く検討をされて結論を出すよう、委員長においてお取り計らい願いたいと思ひます。

○平岡委員長代理 春日君の趣旨に沿うように取り計らいませう。

午前中の会議はこの程度にとどめまして、午後は一時半より再開いたすこととし、暫時休憩いたします。

午後四時三十分休憩

午後二時五十二分開議

○平岡委員長代理 休憩前に引き続き

会議を開きます。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案を議題としまして、質疑に入りませう。奥村又十郎君。

○奥村委員 私は、酒税法改正案について、主税局長並びに国税庁長官に質問を申し上げたいと思ひますが、国税庁長官のお見えになるまで、長官にかわつて問答部長から御答弁をいただきますと存じます。

今回の酒類業団体の改正の目的としては、別途商工委員会審議せられ、昨日衆議院を通過した中小企業団体の組織に関する法律が制定されるような情勢に順応するように、この中小企業団体の組織に関する法律規定とにらみ合せて、酒類業団体の今日の業界の情勢に適応するように法律を改正しよう、こういう趣旨で提案されたものと思ひます。従ひまして、私は、実はこの中小企業団体の組織に関する法律の規定と、それから酒類法の改正案の規定とよく読み合せてみましたところ、非常に興味のある、またいろいろ重大な問題が明らかになりましたので、そういうことについて一つ御質問を申し上げます。

従来、大蔵省が酒税確保の立場から酒類業界を取り締まっていたか、あるいは、通産省が業者を産業育成の立場で指導していたか、あるいは、大蔵省の夏は、専売アルコールを取り締まる通産省のやり方と、それから同じアルコール関係であるが、酒類行政を担当する大蔵省の取締り指導のやり方と、同じ酒税確保の立場で、また通産省は脱税

防止の立場で取り締まられるのですが、御方針に非常な違いがある。通産省のやり方が必ずいいとは思ひませんが、かなり産業育成という業者の立場に立つての育成指導が強いが、大蔵省の方は、産業育成というよりも、税の確保ということに非常に力が入り過ぎて、いささか業界の育成安定というところには御配慮が幾分足りなかつたのではなからうかと思ひます。今回の酒類業団体の改正案において、中小企業団体の組織に関する法律、通産省の意図しておられるような業界安定、同じ業界安定を目ざしながら、その法律規定の中には、やはり従来の大蔵省の考え方と通産省の考え方とどうも食い違ふものかと実はいささか驚いておるのであります。もちろん酒税確保という非常に大きな役目と並行していかなければならぬのでありますから、一がいに申し上げることはできぬと思ひます。しかし、少くとも今回は業者の安定ということと法律の目的に書いて以上は、その安定が目的通りに期せられなければならぬのであります。実はどう読んでも、法律の目的通りに業界の安定というものが期せられるかどうか、私ははなはだ不安に思ひます。

かどうか、私ははなはだ不安に思ひます。あります。しかし誤解のないように申し上げておきたいのは、現在の酒類業団体の実情から申しますと、それは中小企業団体の組織に関する法律とそっくりそのまゝの規定を作ろうというの無理で、これは業界の実情に合ひませう。悲しいかな酒類業団体の現在の実情を見ますと、はなはだ自主性に乏しい。まことに言葉は悪いが、どういふものか、この酒類業団体は自主性が乏しくて、何もかも大蔵省の御厄介に

ならなければ活動ができないという実情、しかもこの酒類業団体の中に、各酒類ごとの団体があり、またその酒類ごとに製販三層の利害の対立がありますから、そういう点で非常にやりにくいという事情はよくわかります。よくわかりますが、しかしせつかく業界の安定のための法律の規定を作りながら、この規定が実際はなかなか発動しにくいということであれば、この法律を審議するのの際に明らかにしておかなければならぬわけでありませう。立場がありますから、それらの点について突っ込んでお尋ねを申し上げまして、政府のお考えをただしておきたい、かような趣旨でありますから、そのおつもりで御答弁を煩わしたいと存する次第であります。

そこで、まず中小企業団体の組織に関する法律と今回の酒類法改正案とを讀み合せてみると、非常な規定の相違があります。要するに私は、今回の酒類業団体の改正案の規定では非常に食ひ足りない、実際には、これは効果のある施行ができないのではないかと、こう考えます。特に中小企業団体の組織に関する法律が一方で施行され、酒類関係の業者は、酒類法の規定で調整規定などを発動しようとする場合、中小企業団体の組織に関する法律の規定と非常に食い違ひが起つてくるというふうになるのです。どういふ規定の違ひがあるか、これを一つ一つお尋ねしておきたいと思ひます。

○原政府委員 お尋ねが中小企業団体法と照応すべきものという前提でのお話になりそうでございますので、その点について、私どもの今回お願いいた

も、法律上何ものならない。現に今までも、しょうちゅう業界あたりから認可申請が出たが、今はそういうことはないでしょうが、時によると半年も返金がないということも聞いておる。それが、やはり当然決定の期限をつけないければならない、かように思うので、

これは重大な点だと思ふ。なぜこれをおつけにならなかったのですか。

○原政府委員 まず申し上げておきたいのは、酒の業界と申しますか、酒に關するいろんな取引あるいは生産、そういう関係は、御案内の通り小売価格の半分ぐらいになります、六割以上にもなります税金を背負つてものが動いておるわけでありまして。従いまし、その生産なり取引なりをやる方々にしますれば、何か非常に重いものを頭の上に乗つてお互いに歩いておる、行動しておるといふような格好になつておるわけでありまして。これは、国家財政のためにぜひ必要だといふことでそういうことになつておる。ですから、普通の場合よりは、ちよつと何かにつつかると、ころんではもうよくなことになりやすいわけですね。そこで業界の秩序を整えるために基本的に免許制をとる、それからいろんな面で、ただいま申しましたような組織をがつちり組むということも前からやつておる。その他いろんなことについて、業界自体、また役所側でもできるだけの工夫をし、努力をして、重荷を背負いながらやっていく人たちの経済の営みが円滑に行くようにということをやつておるわけでありまして。そこで、今回団体法からごらんになつて調整規定といふか、規制事業の認可について、二月黙つておればオーケーだといふふうにしるというお話であります。これは、実はそれが適用になる場合は、非常に危ない場合だといふふうには考へるのであります。

〔平岡委員長代理退席、横銭委員長代理着席〕

現に私も、こういう関係の仕事を

実は毎月のようにやつております。しょうちゅう、合成酒等について、出荷の規制ということについてやつておりますが、それは、いわば日常の事務になる程度のものは、これはすみやかに処理をいたしております。ところが酒類の業界には、いろんな酒の種類があり、そしてその酒相互の間で、互いにいろんな競争とか代替とかいふような関係があるといふようなことかと、非常にきりぎりした問題になりまして、一部の酒の組合が、うちの方はこうやりたいと言われる、これが酒の他の部面、あるいは全酒類業界に非常に大きなショックを起すといふ場合になりますと、これは十分お互いの間で練つてきめなければならぬといふことになりまして。率直に申しまして、中小企業団体法の適用の対象になる業界においては、そういうことはおそろく非常

に少ないのじゃないかと思ひますが、酒類の方は、ただいま申しました非常に重い荷物を頭に乗つて動いておるというふうなことから、そういう際、各業界の部門々々の打ち合せを済ませ、了解を済ませてやりませんところ。ころんが人出ますと、これはどこかの事件じやありませんか、あとからあとからころんが出てくるというふうなこともないかねないわけでありまして。そんなような気持から、私もおつしやるころの早く処理をせよといふ気持は、もう全然同感であるわけでありまして、二月というふうな期限を切つて、それで出ない場合はオーケーだといふと、一番こころびやすいところを置いてしまふといふことになりはせぬかといふふう

に思ひます。まして、あえて入れなかった。団体法の方でも、今までの安定法では一月だったのを、今度は二月に延ばされるということ、実情むずかしい問題は相当慎重にやらなければならぬ場合がある。事柄にもよりますが、この種の事柄は、取引全般を規制するといふ条件でありますから、非常に重大だといふふうにお考へておりました。なお今までにおきまして、申請がありましてから認可までの日数、実績を調べますと、大体平均で十四、五日、一番長いので四十日くらいというふうなものが三件あったといふような程度になつております。御趣旨の早くやるようにといふことは常々心がけておりますし、今後も心がけるつもりでありますけれども、そういうことは条文としては入れなかったといふことであります。

○奥村委員 認可の決定の期限が付けないといふ点と、それから団体交渉の規定がないといふ点、これが中小企業団体法との一番大きな相違である。しかし、またこれがないために、業界がほんとうの自主的な運営といふものをやりにくいんじゃないか、この法案のここが一番の勘どころでないかと思ふのです。だから私は、それでは必ず期限をつけよう、あるいは団体交渉権の規定をつけるとは言わぬのです。言わぬが、しかし、これがなければ、せっかく法律を作つても、具体的な運営といふものは非常にむずかしいのじゃないかといふ實際の問題を申し上げておるのです。そこで、今の御答弁によると、中小企業団体の方では、生産者は生産者同士、あるいは小売業者は小売業者同士で、それぞれ別個に商

工組合を作つて、別個に調整規定を申請して、個々に団体協約をやるのですから、たとえば商業組合の方は、何も生産者のきげんも考へる必要はない。ただそれが社会にひどい影響を及ぼさなければ許可するといふことになるでしょう。ところが酒類業界の場合には、ただいまの主税局長の御答弁のよう

に、一方に酒類の生産者、酒類の卸売業者、また酒類と申しても他の酒類の関係業者があらうと、一方、たとえば小売酒販から申請があつたからといって、それだけをすぐ取り上げるわけにいかぬ。そういう製販三層の関係などを考慮すると、中小企業団体のような規定は入れられぬ、こゝであります。またそういう生産者、卸、小売の関係があればこそ、たとえば小売業者は団体交渉権を持たせたら、これはい

つ酒類業界の中できつと問題がやりにくくなりますから、これも事情はよくわかります。しかしそうすれば、これでも中小企業団体の組織に關する法律とは全然性格が變つてくる。變るなら變るで、そこを明らかにしておきたい、こういうのが私の質問の趣旨であります。そこでただいまの御答弁によると、たとえば小売の酒販組合から調整規定の申請が出た場合には、これはやはり卸なり生産なり、それそれ関係酒類業界の意見も聞いて、それらの意見が合つた場合に認可するので、小売酒販の申請が出たからといって、小売酒販だけの問題としてこれを決定するのじゃないのだ、従つてそこに二ヵ月という期限を置いたのでは役所としてやりにくい、こういう関係で期限を置かないのですか。この酒類業界の

性格としては、酒税確保の使命が一方にありますが、酒税確保といへば、最後の酒税の窓口は生産者であります。そうすると、生産者を擁護していかなければ滞納が起る、いろいろトラブルが起るから、生産者を擁護し、卸売業者を擁護し、最後には小売に及ぼす。そうすると、これ全部をまとめた協定、話し合ひでなければこれは認可するわけにいかぬ、こういう趣旨であるから期限を切つては困る、こういう意味であります。

○原政府委員 大体そういうことでよろしいと思ひます。ただ念のためであります。小売からある申請が出た場合に、その業界の完全な同意がなければいかぬかといふところまでではなく、やはり各業界の他の製販の業者、あるいは他の酒類の業者の意見を十分聞いて――それはやはり利害の対立といふものがございまして、最終は一致しないといふこともあり得るわけでありまして。そういう場合に、やはりわれわれとして判断をつけなければならぬといふときはあると思ひますが、そういう場合には、各界といふと、各部門の意見を聞くことに十分念を入れてやらぬといふけない。重い荷物を背負つておるのだから、軽率なことをやるといふけない。それでも極力早くやるという必要はあると思ひます。常にやつておること、おつしやるお氣持のこたえる点はいろいろございまして。ですから、そういう点で努力せんければならぬ、氣をつければならぬといふことはありますけれども、それが最後に二月なら二月といふところでデッド・ラインが来てしまつて、黙つてしまつたら認可になつたのだといふ

ような規定があることは、その際にそういうものの適用がある事應は、それによる波紋が一番大きい可能性のあるときだものだから、早くやることについては十分努力するということで、事実現在でも、ただいま申し上げましたように、半月程度、長くとも三、四十日というところで処理しておるわけでございますから、それでおまかせ願つてよろしいのではなからうかというふうに考えたわけでございます。

○農林委員　そこで、今度団体交渉の規定をなぜ入れなかったかということについてお尋ねしますが、販売面における調整規定をやるという場合は、おそらくマージン関係から、必ずこれは販売面だけでなく、今度その販売人の仕入れに関する調整規定もきめて、仕入れに関する調整規定をきめれば、仕入れ先に対する団体協約といひますか、団体交渉といひますか、これは当然つてくる。これがなければほんとうの調整規定の実施はできないと思うのですが、酒類業団体ではこれをはずした理由を一つお尋ねしておきます。

○原政府委員　先ほども申し上げましたように、酒類業団体の中には、実は中小企業だけじゃございませんで、非常に大きな団体、ビール業界のような、全産業の中でも大企業であるものがある。それから蒸溜酒業界あたりですと、大体において中小というか、やはり相当大きい形のものがあるというふうなこと、清酒業界でも、相当大きいのがございます。従つて、中小企業団体的なアイデアでこれに一律に団結権とか交渉権を与えるというのは、それ自体としてどうもおかしいじやないかという議論が一つあるわけですが、

それじゃそれ以外のものという考え方もございしますが、実は率直に申しまして、ただいま申しました通り、酒類の製造販売、そういう経済行為については相当むずかしい条件でやっていたらいておる、われわれとして相当心配しなければならぬわけでありまして、そういうところに団体協約の制度というのは、一体初めから試験済みの矛盾のない制度であるかどうか、私こういうことを言うのは、団体が昨日衆議院で御議決になりました翌日から、何も批判がましいことを言うのじゃございせんが、あれについては、御審議の過程でもいろいろと深刻な御議論が出ているわけでございます。どういふような成り行きになりますか。実際に実施されてどうなるかというふうなことも、酒類の業界にこれを適用するかにしないかというところを考へる場合には、初めからあちからやるからこつちもやるというふうな考え方でいくのは、軽率に過ぎるのじやなからうかという感じがいたしております。これは、酒類の中には中小のがありますから、他の業態でできることを、一がいこつちで必ずやらせないのだという気持ちを保持しておるわけはございせんが、何分非常に新しい制度で、その実施についても十分見た上で、ただいま申しました非常に不利なハンディキャップをしようとしている酒類業界にどう適用できるかという点を十分見きわめた上でなければいかぬという配慮がありまして、今回はこれは規定に入れないというふうにした次第でございます。

○農林委員　私は、団体協約の規定を必ず入れるという主張じゃなしに、団体協約の規定を入れないという酒類法の改正の性格そのものを問題にしておるのです。そこで、それじゃ具体的にいきますと、酒類の生産者と中間卸機関と、それから小売団体と、この三者は、悲しいかな宿命的に利害は相対立しております。マージンの割り振りで利害が対立して、現在マル公をおきめになるにしても、ずいぶん大蔵省に陳情があつて、中をとるのに、大蔵省がいふんお困りであらうと思つておる。そういうことでありますから、これは利害が対立するのは当然のことなもので、しかもこの調整をするといふこともなかなかむずかしい。そうすると、その調停が製販三層そこそこのでなければ、調整規定の認可ができません。こういうことになりまして、結局これらの製販三層の調停とか、あるいは各酒類間との調整とか、これはやはり従来通り大蔵省がその調整をやつていかれる、こういう建前のものでこの法律をお作りになったのですか。

○原政府委員　その通りであります。○農林委員　現在の酒類業団体の実情からいけば、今の御答弁の通り、大蔵省で調整をとつてもらわなければとて、もいくものじやないと思ひます。その意味で、この規定は妥当だと思ひます。しかし、それでありまして、これはいつまでもたつても業界の自主的な調整規定で運用される、業界がみずから団結によつて自主的に業界の安定を期するといふ法律の目的にはなかなか届きにくい、こういうことになつてくるが、これは実情やむを得ない。もう一つ、かりに調整規定が認可される、ところが組合員でないものはこれに従う義務はないわけですが、中小

企業団体法の方では、特に目的達成のために必要があるという場合には、組合員外にも調整規定に服する命令を出すことができるという規定があるが、酒類法にはその規定がない、これはどういふわけですか。

○原政府委員　おっしゃる通り、酒の組合の方は、加入の強制が表向きはございせんから、若干はアウトサイダーがあるようにございまして、しかし実際にございましては、ほとんど九九％幾らというのが入つておるといふことでありまして、アウトサイダーによつていろいろな規制事業が乱されるというふうなことを聞いておりません。そういう意味で、してそこまでのことは要らないのではないかと、実情に即してそのまゝにしてあるということでございます。

○農林委員　現在酒類業界では、自発的であるか、あるいは政府のお勧めでやつておられるのか、詳しくは存じませんが、いわゆる正常取引の運動を実施しております。この正常取引の運動の中には、現行の酒類法に基いて運動をやつておられるものもございまして、あるいは単なる大蔵省の御指導でやつておられるものもございまして、いわゆる現在の正常取引の中に、現行酒類法に基いての自主的な調整をやつておる部分は、どういふ部分で、どういふ調整をやつておりますか。現在の酒類法に基くところの調整を施行しておるその内容をお聞きしておきます。

○原政府委員　酒類の中でもしちゅう、合成清酒というあたりは、現在需要に対して供給が過剰なみたというふうなことで、先ほど申しした困難な条件が一番強い状態でありまして、そ

いう部面では、どれだけ毎月出荷して参るかということをおんばいしていただくことが非常な大事になっております。その毎月の出荷の規制は、調整命令規制事業としていたしております。それから売り場場合に、招待販売といふか、いろいろな形の景品といふか、リベートといふか、そういうものをつけようものゝ規制することも、この法律に基く規制としてやつておる、それらが大きなものであると記憶いたしております。

○農林委員　今の御答弁は、生産者の団体と卸の団体と小売の団体と、それそれ現在の実施の状況をお聞きすることとが、この法案の審議に一番参考になると思ふので、もう少し詳しく……○原政府委員　規制調整命令はどんなのが出てゐるか、一つ二課長から説明するようにいたします。

○吉田説明員　ただいま規制を実施しておりますものの内容を簡単に申し上げますと、出荷規制として実施しておりますものが合成清酒で十二件、これは三十一一年中でございまして、しちゅうが十二件、それから添加用のアルコールが二件、合計で出荷規制としては二十六件を三十一一年中に実施しておるわけですが、それから生産規制としていたしましては、乙のしちゅうで、これは地域的なものでございまして、鹿児島、人吉、宮崎で三件生産規制を実施しております。それから昨年の六月以降でございますが、取引条件の規制——ただいままで申し上げましたのは、主として酒類の製造業者の規制でございますが、販売業者を含めた取引条件の規制といたしましては、八

件でございます。これはしょうちゅうの中央会、それから合成酒の卸の酒販組合、それから清酒の組合、これが合計いたしまして四件になるわけでございますが、これだけが取引条件の規制をやっております。取引条件の規制と申しますのは、内容的に招待付販売とか景品付販売、こういうものを規制をするものでございます。現在まで、三十一年度におきまして実施いたしました規制の内容はおおむねその程度でございます。

○農林委員 現在、しょうちゅう業界では、毎月出荷の統制をやっておりますが、これは法律に基いてはおりぬのですか。

○吉田説明員 ただいま御説明申し上げました出荷規制の中で、しょうちゅう十二件と申しましたのがそれでございまして、これは毎月規制をやっておりますが、最近におきまして、一年間を通じて規制を実施するように変更いたしましたので、昨年中は十二件というのは、実はしょうちゅうは毎月出ておったので十二件というのでございまして。

○農林委員 ビールに関しては、一切この法律に基く統制は行われておりぬのですか。

○原政府委員 ございません。

○農林委員 清酒は生産制限はしていないのですか。製造においては、事実上は制限されておるのであるが、法律に基いておらぬ。とすれば、これはどう解釈していいのですか。実際は作りただけ作るといふわけにはいかぬはずですが、どういふ法律に基いて規制しておるのですか。

○原政府委員 清酒は、事実上生産は

制限され、規制されております。事実上というのか、やはり法律としては、食糧管理制度があり、米が統制されておるといふことからいふふうになっておるわけでありまして、年々の米穀の需給の状況を見まして、清酒に対する割当というものを政府できめて、それを各製造者に配るといふようなことで、その結果、非常に強い規制が行われているというのが実情でございまして。

○農林委員 そうしますと、米の統制が撤廃さればどうなるか。おそろくこれは、酒類業団体法による自主統制に移管しなければならぬと思うのですが、御当局の御方針というものを……

○原政府委員 そういう場合には、おっしゃる通り、この団体法の発動が考えられると思ひます。だが考えましても、米が自由に使えるというようになつて参ります。そこで全然野放しにしておいてよろしいかどうか。野放しにしておけば、この法律の文章にありまふ業界の不安定というものは、もうきわめて明らかでありますので、どの段階でそれを判定するかというやうな問題が考えられるというやうな事象が出て参るのではないかとこの法律の適用が考えられるというやうな事象に思ひます。

○農林委員 それじゃ清酒の方は、原料米の方で、しかもこれは食糧の規定で事実上規制されておる。それなら米以外の原料アルコールなどは制限ないわけでしょうから、米だけは規制されてもいいが、原料アルコールはどれだけ使うか、そういうことは業者におまかせになるべきです。実際はしかし三

倍増額とか、そういう原料アルコールの使用までも政府は規制しておられるが、これはどういふ法律に基いておられるのですか。

○原政府委員 原料アルコールの出荷の規制についても、先ほど読み上げました表の中で、昨年二件というのがございまして、出方については、そういう規制をいたしております。それらを通じて、またその他業界内における努力によつて、円滑な運営をはかつておるといふやうな実情でございまして。

○農林委員 それは少し苦しい答弁じゃないかと思ひます。原料アルコールの方は出荷規制があるからとおっしゃるけれども、しかし原料アルコールを出荷規制をせよならぬ理由がどこにあるか。今それを使用して清酒を作らうというならば、何も清酒業者が原料アルコールとして欲しければ、それは要るだけ渡せばいいので、それを原料アルコールの方で規制する理由はどこにあるわけですか。イモもあり余つて、特に国の専売アルコールなんかあり余つて、アルコール工場は失業して困つておるはずですが、それはどういふわけですか。

○原政府委員 そちらの使う方につきましても、合成清酒との区分をつけるというやうな意味からいたしまして、アルコールを幾ら使つてもよろしいというやうなことは、この酒税法の清酒の定義というものははなれてくるやうな場合があるわけですから、そういうやうな意味から、清酒にアルコールを使用するということについては、この酒税法で承認を受けなければならぬということになっております。その条文の適用で、申請をさせて承認をす

るといふやうな形で処置をいたしておるといふことでございまして。

○農林委員 それは、そのことは悪いとは言ひませんが、政府のなさることとは、やはり法律に基いてなさらないかぬです。ところが実際おやりになるのは、三倍増額はこれこれと、ずいぶん厳格な数字を割り当てておられる。そういうやうなことをなさるなら、法律上の根拠がなければならぬ。ところが今の御答弁によると、根拠がどうもはなはだあいまいだ。しかも話に聞くと、そういうことはほとんど大蔵省だけでおきめになつて、関係業界も、そういう酒類の生産計画は全然相談に乗ることもないという話です。それじゃせつかく酒類団体法を作つても、そういうやり方では、団体も育成されぬと思ひます。法律をその通りに執行しな

くても、この団体法の精神に基いて清酒を作るといふなら、せめて清酒の団体に生産計画ぐらひは相談をおかけになるのが、そうしてその部分ぐらひは、この法律に基く自主統制の形をおとりになるならば、そうしなければ、これは政府が法律に忠実とはいへぬ。議論にわたりますが、そういう手続を今後踏んでおやりになつたらどうですか。

○原政府委員 先ほど申しましたやうに、アルコールを三倍増額に使うということ、その程度につきましては、酒税法の五十条というのに根拠を置いて、それによつて承認を受けさせてやつておるわけでありまして。なお生産計画について業界の意見を聞く、これはおっしゃる通りで、現に業界の意見をわれわれとしては十分に聞いておると申したいくらい、いろいろと意見を聞いて

やつておるわけでありまして。これは当然のことでありまして、できる限りやつております。何か足りないやうな点がありましたら、御指摘いただいて、注意したいと思ひますが、もう当然のことと思つてやつておる次第でございまして。

○農林委員 今の御答弁の酒税法の五十条の承認を受ける義務、この規定は、個々の酒類製造者が個々に税務署長に申請を出すという規定でしょう。ところが実際おやりになるのは、三倍増額は全製造石数の何%、こうはつきり割り当てておられる、公文書で出しておられるそれは法律のどれに基いておるのですか。

○原政府委員 現在米の統制がございまして、新しい酒造年度ではどれだけの米の割当を受けるかというものが、仕事の出発点になるわけであります。そしてそれがきまり、それに基いてどれだけの清酒を作るか、この場合には、なるべくアルコールをこの程度にしたいという純技術的な意見と、それから御案内の通り、財政的にも酒税を幾ら確保したいというやうな意見と、その他いろいろ他の酒類との需給のゆるみ方、きしみ方、そういうやうな問題も響いて参ります。それらを総合的に勘案してきめる。その際に業界の意見は聞くというところでございまして。そうしてきまるものが、五十条による各業者が個々に申請するもの大前提となる準則といひますか、基準といひますか、そういうやうなものになるわけですか。こういうものは、現に食糧法によつて米が統制されております以上、そういうやうな基準をきめて参るといふことは、行政としての一つの当然の義

務じやなからうかというふうに考えておられます。そういう立場で業界の意見も十分聞いた上で、どの程度アルコールを入れるかという点も、生産計画の環境としてきめて、そしてそれを各業者に徹底させるようにするということがいたしております。

○農林委員 しつこいようですが、私のお尋ねするの法律に基いてそういう割当の命令を出してあるかというところは、どうも御答弁が苦しいようです。実は私も法律をだいたい調べてみたが、そんなお話のような法律はありません。大体大蔵省は何も酒税法だけに限らず、一般の税法についても、税法の規定を連連などかなりゆがめて実施しておられる。そういうくせがやばりここにも現れておられるのじゃないか、現に原料米の方は食糧法でよろしいが、それでは総石数に対してアルコールを何倍以上使ったらいかぬ、三倍増産はどれ以上作ったらいかぬ、そういう法律の根拠の規定というものがあるのですか。

○官廳説明員 ただいま局長から申し上げました通り、酒税法の五十条におきましては、酒類製造に当っては、個々に承認を受ける義務がございませう。従いまして、形式的には各酒類製造者は、酒類を製造しようとする際には、その内容について承認を受けなければならぬわけでございますが、現在やっております生産計画と申しますものは、もちろん一面におきましては、食糧法によりまして米の使用量が制限を受けまして、その面では、一々承認する場合を待たずに、米の使用量は制限を受けるわけでございます。その他

の物品につきましては、個々の酒類製造業者が、具体的には承認を受けて実施するということになるわけでありませう。その承認を受ける際に、どの程度の内容で承認を受けるか、またどの程度で製造しようとして計画を立てて承認を受けるかというところは、一般的に生産計画で、こういう基準で承認を求めるといふ意味で出しておられるわけでございます。法律の規定なしにやっておるわけではないのであります。この承認を税務署長がいたします場合には、生産計画のとりまきしてできた一定の基準に該当すれば承認をするという形で、法律の基礎がないというわけではございませんが、もちろんその生産計画を立てます際に、アルコールをどのくらい入れるかとか、あるいはその他の原料をどうするかというところは、これはおまに清酒の業界でございませうが、業界の意見を十分聞き、実際には十分な協議をした上でやっておることとございまして、一方的にやっておるということはないと思っております。

〔横銭委員長代理退席、委員長着席〕

○農林委員 まことにしつこいお尋ねですが、酒税法の五十条によつて承認を受けなければならぬ。個々の業者が承認を受けるということは非常にめんどうでもあるし、それならいっす画一的に大蔵省の方から指図を出そう、そういうお考え方がおかしいと思うのです。酒税法の第三条によるところの清酒、合成酒、その区分に違反しなければ、業者はアルコールをどれだけ使おうと、どうしようも、これは業者にまかせざるべきことで、清酒の総石数の

何%まではアルコールを入れさせるが、何%以上はアルコールを入れさせない、それを大蔵大臣がきめる、そういう考え方がどうもおかしいのじゃないですか。法律に許す範囲なら、アルコールをよけい入れようといふまいと、それは業者が、どの程度入れた方が飲みやすいかどうかというくらいのこととはわかるはずで、そういうことも政府が一方的にびしやと命令的に出すということが、すでに大蔵省の法律の執行というものは非常に独断的なように思う。そうすると、今の指図は——今のアルコールに対する指図というのですか、それは酒税法五十条に基づくことですか、それによつて私一べん検討してみたいと思うのです。

○原政府委員 米に関する統制が全部はずれて、米をどう買つてどう使おうが自由だという時代になりますれば、事柄はだいぶ違ふと思ひます。しかし現在、やはり食糧管理制度が現在のような形であつて、そうして、たとえば清酒には何万石というふうにきまっています。それをいろいろな基準で、公平に各業者に分けるわけでありませう。分ける場合に、一方でやはりまだ足りないわけですね。そういうようなこととか、アルコールを入れてふやすというような方法がずっと発展してきたわけですね。ですから、原料米の割当石数に対してアルコールをこれだけ入れる、そうしなければ酒税はこれだけ上らないといふことで、そういう基準をきめるわけでありませうから、まだ現在、もらつた割当米にどれだけアルコールを入れるかというのを自由にやらせるといふわけですね、ただいま申しまし

たような前提に立つ態勢を非常にくすすことになりませう。そういうような意味で、やはり現段階においては、そういう規制が必要だといふふうに考えるわけでありませう。自由になりました場合にも、先ほどお話しのように、あまりその辺を自由にしておいて——これはアルコールをまざる問題に限らぬわけでありませうが、自由にしておいてよろしいかどうか。多分何か規制が要るのじゃないかと考えるわけでありませう。現状においてはそういうようなわけ、もうスタートの食糧法による統制ということがあります前提から、こういうことは当然のことである。実質的にももらつたなを、うちはもうアルコールを全然入れないでいい酒だけ、米の分の多い酒だけ作るというようなことを勝手にやらせまことは、全体として思ひにくいと考えるわけでありませう。

○農林委員 これは、このことに関するだけではないに、大体大蔵省のなさることは非常に私に納得のできぬことが、これに似たことがありますから、しつこいながらも一べん聞きますが、今日の自由経済の時代には、法律に規定する範囲内で業界を取り締り、指導なさるのが政府の役目で、法律に規定しないことを政府が一方的に法律のソクから踏みはずして命令したり指導したりすることは、これはよほど考えな

きやいかぬ。そこで合成酒はどう、清酒はどう、法律にちゃんと規格が規定してあるのでしょうか。その規格内なら業者におまかせになるべきです。それをアルコールは何%使つてはいかぬ、それ以上使つてはいかぬ、これは法律に何も根拠がないのです。その法律の

根拠は何かという、五十条です。五十条は承認規定です。法律には規定してないが、酒には何%以上アルコールを使つてはいかぬ、そうすると品質が悪くなるということは大蔵大臣が一方的にきめるのですか、そういうふうにするのですか。大蔵大臣は、どうもそういうふうな法律に規定もしてないようなことを勝手になさる、そういう傾向を私は問題にするのです。そういうことをなさるなら、やはりこれは、少くともちゃんと酒税法に業界の自主統制があるのだから、自主統制に乗せておやりになるべきではないだらうか。きょうまでのことはやむを得ません

が、ことしの冬からこの酒税法に基く自主統制をおやりになるのか、それとも今まで通り、そういうふうな法律にないことを大蔵省で勝手に、それ以上まけてはいかぬとか、大蔵大臣が勝手におきめになる、そういう方法で今後ともやつていかれるのか、この点を伺いたいと思ひます。

○原政府委員 くだいようですが、現在統制があるものだから、勝手にやるといふことはちよつと困るのでございませう。政府の立場として、酒税をなるべく上げるといふところから言いますと、百三十万石なら百三十万石の米の割当が清酒にあつたといふような前提で考えますれば、どうしても一番財政目的にいいか。それはアルコールで極限まで割つてもらつて、一番よけいの石数を作つてもらうのが財政収入のためにいいわけでありませうが、一方ではやはり酒の製造者として、あるいは消費者としていろんな好みもあるし、また製造者としての態度という

か、やりたい希望もありになるというやうなわけでありませう。そこで、それらを十分かみ合せて、その際には酒の業界の団体とも十分打ち合せまして、そして基準を作る、一応これを基準にする。基準といつても、何%びしやりというやうなものでなくて、若干の幅は持たしてあります。それで基準をきめて、それでやるのだという前提で米を割り当てる。そうでなく、勝手にやるのだということだと、やはり勝手にやるやり方によって割り当ても変えなければならぬというやうな問題も起つてくると思ひます。これはとても實際問題としてできるものではないと。また出てくる酒が、ある酒は全然アルコールを入れない米生一本だといふやうなことをいつても……

○奥村委員 私の言うのは、そんなことじゃない。政府のなさることはすべて法律に基かなきゃならぬ。そうして清酒なり合成酒なり、規格は法律できまつてあるのです。法律にきまつてあるおその上に、アルコールは何%以上使つてはいかぬ、それは品質を害するといふやうなことは、政府がきめることじゃない。業者がアルコールをどのくらい使つたら飲みいいか悪いか、それは業者におまかせになるべきだ。それを政府が、アルコールは何%以上使つてはいかぬ、三倍増醸は何%に制限しなければならぬというやうなことをなさる以上は、その法律上の根拠はどこにあるかといふことです。大蔵省は法律上の根拠なしに何でもなさるから、くどいようですが、こんなときは一ぺんおききうをすえておかなければならぬ。

○原政府委員 まず最初に、大蔵省が

よく勝手にやると言われるその点については、私もやはりいろいろの力を持っておりますものだから、ついつい勝手に出やすいといふことは、常々自戒いたしておりますから、それはありがたうございいたします。

ただ本件は、それは法律を無視したものであるといふおとがめはいたしたくないと思ひます。先ほど申しました五十条の規定は、昭和二十九年に、やはりこのやうな増醸のなに対応して改正になつたわけでありまして、個々の業者がまざるについては申請をしなければならぬという規定がありますれば、それに基いて承認するかしないかといふことをおまかせいただいております。申すに考へます。ただその場合に、申請するのを目安を申し上げておいた方がいいといふ意味で、先ほど申し上げたやうな基準を業界の団体とも打ち合せて作つてきめるといふことでありまして、この基準でやれという命令を出しておるのではございせん。これでやりたいといふ承認の申請に対して、承認という形で出しておるということでございます。

○奥村委員 そういう答弁をようなたはなさるのですな。酒税法の五十条は、私は実はよく前から研究しておつたのですが、これは、現実に酒屋さんがあつたアルコールをまぜるといふ場合に、黙つてまぜておつたのでは、これは脱税その他の弊害もある。そこで何ぼまぜる、これはあなた脱税その他の取締り上の規定ですよ。この規定の中には、清酒の石数の何%以上アルコールをまぜてはならぬとか、まぜる石数、度合いなんというものは何も書いてないじゃないか。それならば、私が

先ほど申し上げておるやうに、苦しい答弁ですから、苦しいなら苦しいで、あつさりかぶとを脱がれたらどうですか。私もここでやる以上は、私の言うたことが間違つておるならば私はかぶとを脱ぎますが、一たん言うた以上は、私もあとへ引きません。あくまでも五十条ですか、そんなことは答弁にならぬ。そんなごまかしなら、私は何ぼでもやりますよ。それがまづかつたらまづかつたで、はつきりしておいてもいい。それ以上追及しません。

○原政府委員 せつかく奥村委員のお話ですから、まづかつたと申し上げたのでありますけれども、これはやはりおつしやるやうに、どれだけ使つたかを検査の際にきちんと条件をそろえておくのだといふだけならば、届出だけよろしい。それをあえて承認しておるといふところに、この条文の別な意味があるわけでございます。やはり戦後米が非常に足らぬといふやうなところから、一般酒類、他の酒類もそうでありまして、清酒はこれだけアルコールを入れてできるといふことはだれもわからなかつたくらいに、そういう技術が發達してきておる。そういう面を規律しなければならぬといふやうな考へが入つて、こういう条文ができておる。こういう条文でそういう規制をやるのがいかどうかといふ問題はあつたとしても、非常に間接的な形になつておりますから、あるかもしませんが、これが法律を離れてやつておるとおつしやられると、やはりこの条文で承認を受けなければならぬといふ、承認するしかないかといふ問題として、その問題が法律にひつかりがある。そう言つて、えらい弱いひつかり

だといふことについて、確保されるやうな規定があればよろしい。その際、おそらくお氣持は、正面から基準を示すことができるというやうなものがあつた方がいいというお話のやうに思ひますが、ただいまの法律においては、それを正面からでなしに、五十条に承認を受けなさいという格好でやつて、何%といふことは基準として示しておる。従ひまして、基準も非常に極力的な強い形といふのではなくて、若干の幅を持たせて、しかも業界のいろいろの意見を聞いて、そして一種の幅を持ったものとして示しておるというやうな次第でございます。

○奥村委員 それでは、政府は毎年、この酒造年度は、アルコールの率は何%、三倍増醸の率は何%と年によつて変更しておられる、それを指図しておられるが、それはどの法律に基いておるのですか。(政令の定めるところによるのだらう)と云ふ者あり)そういう政令でもあるのですか。政令があるのなら、どの政令に基くのですか。何か根拠規定をはつきりしていただかぬと、私も法律を審議するのに、そんなだらしない話ではいかぬ。

○原政府委員 何でも全部法律に書け、というお考え方もあるわけでありますが、これは、まあ法律と行政との境目をどこに置かうかといふ問題でございまして、税だけに限りまして、たとえば法律であることをきめて、そしてその具体的な数値は命令以下で、あるいは通達で何していくといふやうなことがあると思ひます。あまりいい例ではありませんが、例の同族会社の行為計算の否認の場合の基準の判定といふやうなものを法律で幾らときめろという御議論があると思ひますが、それはとてもでき切れぬ。やはり具体的な実情に応じてやる。この場合は、基準があまりはつきりしたものがなければなりませんから、例としてはあまりよくありませんけれども、やはりすべて法律で数値をきめるという必要はないのではないかと。法律には、三倍増醸から三倍増醸までの程度で行われるか

ということについて、確保されるやうな規定があればよろしい。その際、おそらくお氣持は、正面から基準を示すことができるというやうなものがあつた方がいいというお話のやうに思ひますが、ただいまの法律においては、それを正面からでなしに、五十条に承認を受けなさいという格好でやつて、何%といふことは基準として示しておる。従ひまして、基準も非常に極力的な強い形といふのではなくて、若干の幅を持たせて、しかも業界のいろいろの意見を聞いて、そして一種の幅を持ったものとして示しておるというやうな次第でございます。

○奥村委員 主税局長によく言つておきますが、われわれ国会が政府に行政権をゆだねてあるのは、法律の範囲内で、法律に基いて政府に権限を与えてあるのですよ。ところがあなたの答弁によると、何もかも、法律じゃない、また法律で書いてなくとも何でもいたすでは、そんなことは、あなたの方にわれわれ国会はまかしてありはせぬ。そんな答弁をそのまゝ通すのでは、われわれ国会議員の職務は動まらぬ。だから、これはきようはあなたの方には判定負けですな。(笑聲)あなたの方には判定負けですな。そんな大蔵省の態度が何事にもありますから、私はまたこれ以外の機会に、もっと強く突くときがくると思ふ。きようは、この程度でこの問題はやめておきます。

そうしますと、現在の酒類業界の状態には、卸の段階、小売の段階、生産の段階もそうですが、マル公価格を割つて、かなり、いわゆるリベートと申しますか、段階によつては一升に二十円から三十円、五十円も値引きをしてお

ということについて、確保されるやうな規定があればよろしい。その際、おそらくお氣持は、正面から基準を示すことができるというやうなものがあつた方がいいというお話のやうに思ひますが、ただいまの法律においては、それを正面からでなしに、五十条に承認を受けなさいという格好でやつて、何%といふことは基準として示しておる。従ひまして、基準も非常に極力的な強い形といふのではなくて、若干の幅を持たせて、しかも業界のいろいろの意見を聞いて、そして一種の幅を持ったものとして示しておるというやうな次第でございます。

るといふところもある。現在のこの酒類業の状況は、特に清酒その他の場合でも、酒類法の規定に基いて調整規定を発動すべき状態だと私は思うのです。が、先ほどお尋ねしたのは、清酒などについては何ら調整規定が発動してない。ところがが実際は正常取引運動をやっておる。その正常取引運動といふものは、またくだい話ですが、どの法律に基いておるのか、ちよつとお尋ねします。

○原政府委員 先ほど申し上げました二つのタイプのうち一つの方の、リベットのな招待だの何だのというものは既に流れてはいけませんという取引条件の規制に関する団体法の発動、これは現在清酒につきましてはやっておるわけでありませう。

○農林委員 取引条件、つまり招待その他のサービスのことを言われるのでしようが、しかし現実には、小売の段階などでもマル公を二十円なり五十円なり割って取引をしておる。これは、マル公というものは適正な利潤をはじき出して作つてあるのだから、これを大幅に割つて安い価格で取引されれば、税に相当する部分が消費者に完全に転嫁されておらぬ、それだけ業者の内容がだんだん悪化するわけです。そこで正常取引運動というものをやっておられる。その正常取引運動は、これは価格の段階ですが、それには法律に基礎を置いていないというたゞいまの御答弁ですが、そこらもはきりしておきませんと、地方において聞きますと、正常取引を励行させるために、税務署の方が、管外から酒が入ってきたり、あるいは乱売なんかするところへ行くと、びしびし毎日のように検査を

して、検査でいやがらせをして、そうして業者を萎縮させて、取引を正常取引にさしていくという弊害も耳にするのです。そういうことではいかぬので、せつかくこの酒類法の法律規定があるのなら、その規定に乗せて自主的な調整規定を発動させるべきだと思つて、これに對しての事情と、また御見解を承わっておきたい。

○原政府委員 酒類法に乗つていくべきだといふのは、おっしゃる通りだと思ひます。われわれもそういう方向に持つていきたいと思つておるのです。が、値引きの問題までいきますと、率直に申して、なかなか話がまとまらぬといふのが今までの実情でありまして、そういうところが、先ほど来申した重い荷物の重みが非常に顯著に出ておる面でも、私も常に苦慮しておる問題であります。方向としては、おっしゃる通りの方向に持つていきたい。ただそこまで業界がまとまるまでに、たゞいままでのところ至つていない。そうすると、まとまらなければいづまでも待つのかというやうな問題になります。もう少しこれらについては、事実上の調整をはかる期間を与えていただきたいといふやうに考えております。

○農林委員 小売の面における関係でお尋ねいたしますが、大都會会における小売の酒類業者は、酒類だけでなしに、どこでもしょうゆとか、みそとか、カン詰とか、中には荒物まで並べます。そうすると、酒類については酒類法で組合ができておりますが、みそやしょうゆについては、通産大臣所管の中小企業団体の組織に関する法律で作る、こういうつまり二本立てで、一つ

の組合員が酒類法による組合と、それから中小企業団体による組合と両方に加盟する、こういうことになるわけですね。ところが、それから一歩進んで、酒類についても中小企業団体の組織に関する法律に基いての規制をやるやう、そのための商工組合を作らうといふことを言ひ出す場合、この法律及び中小企業団体の組織に関する法律は、その道は閉ざしておらぬ。酒類についても、中小企業団体法による商工組合もできる、かように私も法律を読むのでありますが、その通りでありますか。

○原政府委員 酒類につきましても、中小企業団体法による商工組合の設立ができないといふことは、法律上はございせん。しかしながら、規制事業を發動します前提条件、つまり商工組合設立の前提条件は、酒類組合の場合とはほぼ同一になつておるといふことですから、その場合二つの方法があるといふことになります。われわれといひましたし、酒類業組合法という特別立法があつて、そしてそういう不安定の事態、またおそれのある事態についての措置をこれで考えておるのだから、この法律の系列で事を処理するといふことが私どもとしての態度であらうといふやうに考えて、そういう場合には、酒類業組合によつてやるやうにいたして参りたいといふやうに考えております。

○農林委員 そこで、御答弁の趣旨はよくわかりましたが、そうなりますと、同じ酒類の小売業者でも、みそやしょうゆについては、中小企業団体法によつて商工組合を作つて、それで中小企業団体法の規定に基いて調整規定

を發動する、こういうことになる。酒の方の酒類法の規定と比べて、酒類の方は非常にやりにくい。先ほどのお話のように、酒類法の方は生産者、卸業者の事情もよく考えなければ、小売業者だけでは調整規定はなかなか認可がもらえない。ところが中小企業団体法の方は、そういう生産者や卸業者のことは何ら考えずに、小売業者の組合だけで自主的に動ける、そうするとだんだん組合員が募集されてきて、どうも酒類法は、大蔵省の方の御指導はやりにくいといふやうに、これはだんだん情勢が變つてくる。その意味からいきますと、大蔵省の方ももう一つ頭を切りかえていただかぬと、この法律が実際に合わない、かなり非難を受ける時期が必ずくると私は不安を持っておるのであります。特に団体交渉が認められないといふことが、私は一番小売業者の不満を買うのではないかと、これがなければ調整規定の意味がありません。そこで、将来製販三層の調節を大蔵省はとつていくと言われるが、現在の酒類法のこの改正案では、そういう点についてもう一つの突っ込んだ御配慮が私は足りないのではないかと、私は、この法律を作つても、今はこれより仕方がないかと思ひますけれども、実際は足りない、かように存じます。

そこでお尋ねしたいのは、この酒類法による今度の改正案、調整規定の發動と酒類のマル公の制度との関係であります。マル公の制度があつて最高価格がある以上は、最高価格を上回る販売価格の調整規定の認可はおそらくあり得ないでしょう。そうすれば、マル公

を下回る販売価格の認可はあり得るのですか。もしあり得るとするならば、この調整規定を發動すれば、マル公の制度といふのはもう要らぬではないかといふ意見も遠からず起つてくる。このマル公の關係と、マル公と調整規定の關係を一つお尋ねしておきたい。

○原政府委員 マル公をやめるかどうかといふことは、酒類行政の上で非常に大きな問題の一つであります。だんだんとこの原料が自由になる今、その中で大宗をなす米が縛られておるものから、やはり少くともそういう縛られておるものについては、絶対にマル公が必要であると思ひます。しかし酒については、はずしてもよいのじゃないかといふ議論が非常に強くなるわけでありませう。それは、そういう角度から言へばその通りだといふやうに思つておられますが、同時に、先ほど来たたびたび申しております、非常に重い税金の荷物を背負つてこの酒といふものが作られ、販売され消費されるという意味で、これは率直に申しまして、現在のマル公制度がやはりそういう非常に大きなハンディキャップを立てるやうになつておる、妙な表現であります。が、そういう事実があるわけでありませう。そういうことから、大きな方向としては、だんだんその原料の統制がはずれたものについてははづしていくという方向でいく、ただしその時期なり順序等については、十分業界の各部門の事情を見てやていかなければならぬといふやうに考えておるわけでありませう。

マル公についてはそういう態度でお

ります。それからもう一つの、この酒税法による規制の關係で十分じゃないかということにつきましては、今のようなことでこの規制との關係を申しますと、だんだんそういう統制を中核とするマル公がかりになつて参ります。でも、何らか販売価格に規制を要するといふことは、やはり当分の間、統制のじやないかと思ひます。そういう意味で、かりにはずれるとすれば、規制が当然必要になるというふうに考へておられます。その辺の推移の時期がいつになるか、どういふ順序でやるかという点、全体の業界を円滑に推移させていき、そしてそういう態勢にだんだん順応するといふ意味で、十分慎重に検討しながらやつて参りたいという考へであります。

○農林委員 今度の酒税法改正案によりますと、新たな規定が入りまして、調整規定の中には、たとえば小売業者の組合が酒の仕入価格の協定もできるよになつております。しかし仕入価格といふものはマル公できましておる。そうすれば、マル公がある以上は、仕入価格の協定といふものはあり得ない。法律に違反する協定というものは認められ得ないでしよう。そのうすると、せつかく規定をなさつても、マル公がある以上は、その規定は死んでおるといふことになるが、その關係はどうですか。

○原政府委員 マル公といふものは、御案内の通り、それ以上に高く売つてはいけないといふものであります。から、安く売る分にはいいわけでありまして、従つて安く買ふ分にはいいわけでありまして、現にその理由でといふわけではありませんが、供給が多いといふ

ことで、實際上値引きが行われるといふような事態になつております。そこで、その値引きにルールをつけるというやうな意味で、小売の業界が値を下げるにしても、この程度でいいといふことで、仕入価格を一升何円以上はもうやらないといふことで、組合の規制事業として取り上げるといふやうなことをいたすことはあり得るわけでありまして、それは法律上可能なことでもあります。ただ先ほど来申し上げましたように、なかなか値引きの点になりまして話が進まなかつたといふやうなことから、実際にその承認を申請してくるというやうなところまで至つた例がないわけでありまして、法律上それはできるといふふうに考へております。

○農林委員 しかし今の御答弁によると、マル公よりも低い価格で調整規定の発動はできる。しかしマル公といふものは、政府が最も適正な利潤を計算してお出しになつておる。その間には生産者なり卸なり小売なり各段階の意見も聞き、いわば政府が公平な仲裁の立場でおきめになつておるものと思ふ。そうすると、それをもつと下げて調整規定が認可されるとすれば、政府のマル公のきめ方が間違つておつたといふことに理論上はなりますがね。だから調整規定を発動するときは、マル公の規定といふものは要らぬことになる。これは理屈からいって両立しないのであります。この法律をお出しになるなら、マル公はもうやめたらどうかという理論が、ちよつと先づけるが、そうなるかと思ふ。今の御答弁では、もう一つその關係が明らかになりませんが、もう一つマル公は政府が適正な利潤をきめたも

のである。それをそのまま維持するなら調整規定は意味がない。特に新たに仕入価格も協定するといふその意味はない。法律でマル公はきまつておるのです。その關係はどうなのですか。

○原政府委員 マル公に非常によい荷をしようといふことは、マル公といふものは、絶対にそれを動かさなければならぬ取引条件だといふやうなお話でございまして、おっしゃる通り、私もマル公を計算いたします場合に、いろいろ生産者の条件を考へ、そして利潤といふやうなものも考へてきめておられます。従ひまして、これが適正な値段だろつと思つてやつておるわけでありまして、御案内のように、生産条件が非常に幅の広い場合が多ございまして、コストの安いもの高いものといふやうなものがございまして、そうしてまた酒類の供給の量がだんだんふえてくるというやうなことから、競争も起つて参ります。なかなかこれ一本で参れといふことを強ひ得る時代から、もうだいたい世の中がやつてきておるわけですから、そう申せば、マル公をやめてしまふといふ議論になるわけですが、その点については、先ほど申し上げたやうに、大きな方向はそうだが、慎重に処置するといふことであります。ですから、やはり値引きといふことが實際上行われておる。そこで値引きをやるにしても、あまりめちやをやつては、小売の方は安く買ふのだからいいかもしませんが、一方で卸、生産者の方は困るというやうなことがあつて、この組合法でそういうことを考へて、妥協なところをきめようといふやうなことがありますれば、それはマル公の權威に

かかわるからいかぬといふふうに言えるといふやうなお話でもなからうと思ふ。私も、やつぱりそういう点は実情を調べて、値引きをこれだけにしようといふやうなことが実益があるならば、やつた方がいい場合があるのじやないか。もちろんそれが、翻つてマル公を再反省するといふ契機になると思ひますが、マル公は絶対不動のものとして、そういう値引きについての規制は相手にしないといふまでのところを言ひ切るのもどうかといふ意味で、法律的にはできないことではありません。いふふうに申し上げたわけでありまして、実際問題としてそれをどうさばくかといふことは、デリケートな問題だと思ひます。

○農林委員 次に、私は調整規定に關連して、酒類業の免許についての制度についてお尋ねをいたしたいと思ひます。先ほど御質問申し上げたやうに、中小企業団体法と比べると非常に調整規定そのもののきめ方が弱い、団体交渉もない。従つて調整規定の実施も非常に困難。しかし一方正常取引は励行させなければ、酒税の確保が行われないう、こういうことであります。それに関連して、免許という問題を私はこの際再検討しなければいかぬと思ふのであります。つまり乱売その他があつて、業界が不安定に陥つた、そこで既存の業者が自主的に團結して、協定して業界の安定を守ろうとする場合に、組合員でない全然新たに同業者を免許するといふこと、これは既存業者の自主統制を乱すおそれは確かである。従つて、私はかねてから主張しておるが、少くとも調整規定を発動しておるやうな場合には、免許をおろす場合、

その既存業者の意見を聞かなければならぬ。その意見に従う、従わぬは別です。決定権は大蔵省にあるが、少くとも意見を聞かなければならぬ。そうでなければ、せつかく調整規定を作つておつても、免許された新規免許者は、協定に關係なしにだんだん販売されれば、調整規定の意味をなさないのである。その方が、やはり業者の団体の自主統制をより立たせるといふ趣旨からいけば、当然そういうことも思ひやりをもつていかなければならぬ。いゝやんや先ほどお尋ねいたしました。組合員外の者に対しては、何ら調整規定の服従すべきものがない。だから諮問をかけるといふことは、免許の一応の段階に入れたただかなければならぬと思ふのであります。この新しい段階において再考して、一つ政府の御方針を承つておきたいと思ひます。

○原政府委員 私どもは、ある意味では、お話しをもつと強く考へておりますし、ある意味では、形としてはゆるく考へておる。つまり調整規定を発動しなければならぬほど、需給がゆるんで売れないといふやうな状態になりました場合には、むしろ諮問とか何とかがいふ問題じやなくて、当然新規の免許を差し控えるべきだといふふうに考へております。そういう方針で、たとえば清酒とか合成酒といふやうなものについては、ただいま新規の免許はいたさないという原則を立ててやつております。その意味では、諮問とかなんとかいふよりももっと強く、自分の方針としてそう立てておるといふことでございまして。従ひまして、そのゆゑに諮問するといふ何よりも、もっと強い何で言つておるので、その点は問題な

かろうと考えております。ただそうでない場合、たとえば雑酒とかなんとかいうように、どんな需要が伸びておるといふような面におきましては、新規免許というものが問題になる。そういうような場合においては、一方で営業の自由といふことも、そういう要求が伸びておるのに今までは、免許制度の悪い面を振り回すことになるから、それはいけない。やはり新規免許を利用しなければいけぬという問題が出て参ります。しかしながら付与する場合につきましては、どういふふうな形で、どういふふうな内容で新規免許が出るかという問題は、既存の業者にとつては相当大きな関心事でありますから、こゝういふ問題については、われわれとしては、十分そういう業者の意向を反映させてやるように常々心がけてやっておるつもりであります。ただ、それを諮問というふうな、改まった諮問を受ける権利があるような形の法律構成はとらない。もう酒の行政をやつておる場合には、先ほど冒頭に申し上げましたような、重い荷物を背負つて酒といふものは動いておるといふ意味から、いろんな面で十分注意してあげなければいけぬといふことで、新規免許でも与える場合には、与える条件が客観的になくちやならぬが、かつ個々の具体的な場合について、そういう点についての業界の意見を十分くみ取つて処理をするといふふうにしておる次第でございます。これは今後その方針でやつて参りたいと思ひます。

○奥村委員 御答弁はそれでまことにけっこうですが、調整規定を発動する

ときは、新規免許をしないというのを法律にお書きになるような御決心ならそれでよろしいけれども、そうじゃない。原主税局長さんがここで御答弁になつても、それはそれだけで済むので、やはり免許はまたおろす。現に終戦後今日までの免許の状況を振り返つてみても、終戦直後からしばらくの間、しようちゅう生産の免許なんといふのはずいぶん乱発した。合成酒もその通り。あんまりしようちゅうの業者がふえ過ぎて、しようちゅうがだぶつて、ために業界の非常な混乱が起つて、脱税、滞納、それで大蔵省がその跡始末に困つた。大蔵省のおやりになることにも、大ぜいの人の中にはやはりまずいこともあるんじゃないか。どうもあなたの方の御答弁は、大蔵省のやることは何一つ間違いないといふことを前提にしておるから間違いないので、そこはやつぱり謙虚な気持ちで——私の言ふのは諮問をして、それに従うというのじゃない。ただ諮問にかけける。そうでありまふと、せつかく調整規定を作つて、既存の業者が自主的に業界の安定を守らうというのに、やぶから棒に、近所隣の業者に話もなしに、ぼつと新規業者を許可してごらんない。それで統制できますか。またそういう意味において、一応の意見を聞く、しかもそれは組合の長に聞けばよろしい。そのくらいな配慮はなければならぬ。現に全国的に地方を見ると、税務署長によつては、組合長にあらかじめ内々の御相談があつて許可をしておる。非常にスムーズにいつておりまふ。ところが地方によると、税務署長や国税局長のお人柄によつては、全然相談をかけぬ。現に金沢の前国税局長

は、免許の権限は大蔵省にあることだ、つべこべ言ふなといふことで、業者の団体が頭からしかり散らされて閉口したといふことが、現に最近あるのです。そういうことになる、原さんの今の御答弁は、全国的にはその答弁だけではなかなか徹底しせんから、何か徹底する方法をとつてもらいたい。法律にきめるとは、私はきょうこで固執しせんから、通達なり政令なり、せめてそのようになつたかと思ひやうなことをかしてもらいたい。それなりなれば、表面では取引をどんどんやらないといふやうにしておきなうすのじや、これは大蔵省が新規定を切つておる、業者のほんとうの指導はできぬと思ふ。その点、何とか一つ御配慮願ひたい。

○原政府委員 この点につきましては、私も年来そういう気持ちでやつてきておりますので、それがたゞいまおあげになりました例があるといふことですが、まことにそれが徹底してない。はなはだ残念で、何か特別な事情があつたんだらうと思ひますが、おつしやつた通りだけのことであるとしますれば、その件につきましては、ここに私からおおびを申し上げまふ。なお今後ともこういう面について、業界の意向を十分に聞く。もちろん業界は、自分の利害の立場から、まあ欲という角度から言ひますと、一軒も新規免許をやつてもらわぬ方がいゝわけでありまふ。と、とんぱん仰びておる酒の種類でも、やつてくれるなといふやうなことになるから、その通りにやるといふわけには参りませんが、その意向を十分くみ、實際の連絡もとりのながら、不安を与えないようにしてやるといふことは、今後ともやつて参りたい。ただいまお話しのようなことがあつたとすれば、一そう戒めてやつて参らなければいけぬと思ひます。あらゆる機会に、どういふふうな形にいたしましたか、実施の任に當る国税庁とも相談いたしましたので、できる限りの措置をとるやうにいたします。

○奥村委員 御丁寧な、非常に御親切な御答弁ですが、お尋ねした肝心なことはするりと逃げて、一言も触れておられぬ。政令か通達でそういうことをおきめになるか、法律を通す以上は、やはりその点のはつきりした御答弁を聞かなければ——もしきよう聞けなうなら、あしたにでもその肝心な——あなた、なかなかするといふので、聞いておることを逃げてしまわれる。(笑聲)

○横田委員 関連して。今奥村委員から質問しておるのは、製造に対する免許だと思ひます。ところがこの反対の場合もまたあるものであります。それは、卸売あるいは小売の免許をかなり嚴重に行なつておる。そうすると、消費者の便、不便といふやうな面と、すでに免許を受けておるものの権利といひますか、こういうものとは利害が非常に相反するわけでありまふ。そこで、たとえば新たに小売の免許を受けよう、この辺には当然酒屋の一軒もあつてもいい、こういうやうな場合に、今のやうな方法で税務署長が小売の業者なりあるいはその代表なりに話すといふ場合には、これは当然、あつては認めないといふところから、阻止の強い運動が起きている。今現実にはやつておる中ではかなり露骨で、これは当然認めていいのであらうといふ場合にも阻止をされておる。こゝういふやうな点を見ると、一体どういふやうな方法で免許をしておるのか、その基準はどうか、こゝういふやうな点について、一つ御見解を伺つておきたい。

○原政府委員 いろいろ基準を立ててやつております。先ほど申し上げましたように、既存の業者は、一軒でも新設は困るというやうなことであります。が、實際には、個々の数字で言ひますと、小売免許数は、二十八年十一月一日現在におきまして十萬六千余ありましたのが、三十年の九月末日現在では十二萬といふやうに、酒類の販売量の増加に応じて、一萬三千ばかりふえております。免許制度の一方の側で、営業を自由にやらせろという要求を常に考えていかなければならぬといふやうな意味から、結論としてこゝういふやうなところまでふやしておる。条件としたしましては、やはり酒類に関する知識、あるいは記帳能力、経験といふやうなもの、それからどの程度でこで売れるだらうかといふやうなことも考えまふと、あんまり無理な条件のところになつてもいかにといふやうなことで、月々売れる見込みがどの程度あるか。これは場所によつて違ひまふ。違ひますが、こゝういふやうなものを考える。それから第三には、やはり資産、法人なら資本金、出資金、そゝういふやうなものについても最低限の要求は必要だらう。それから場所的に、あまり酒類がふえておるからいいじやないかといふて、今ある酒屋の隣にもう一軒作るといふやうなことはよろし

くないということがございます。その他ふやすにしても、たとえばあるところが非常に需要が伸びた、五割も伸びたという場合に、五割ふやしちゃうかどうかという問題、そういうときには、やはり初めは二割とか三割とかにしておいて、だんだんふやしていかなければならぬという配慮も要るかと思ひますが、大体そんなような諸点を考へて、内部的に大體の基準を作つてやつておるようなわけでありま。

○横銀委員 今の経験やら資産やらという問題は大体知つておるのですが、そうではなくて、この申請が出た場合に、部内において、あるいは署内においてどういふような協議、あるいはまた審査を経てやつておるのか、あるいは一存でやつておるのか、こういうふうな手続についてお伺ひしたい。

○原政府委員 基準を与へまして、常則としては、小売は税務署長にまかせてあります。ただ異例にわたるものにつきましては、局に稟議をさせることにいたしてあります。

○横銀委員 もう一点だけ伺ひますが、卸売と小売の段階における販売の免許ですが、戦時中のなごりで、各県にはまだ酒類の販売会社というのが昔の統制時代の遺物で残つておるわけがあります。この形態が、現在の卸、小売の關係においては実情に合致なくなつてきた。組織の方が大きくてマージンの方が上らない。このために、至るところで赤字が出てきた。ところがこの団体と製造業者との間にはかなり密接な人員の重複があるとみえて、入つておる者が解散を望んでもなかなか解散することもできないというふうな事情が各地にあるわけだ。この場合の

一つの障害は何かというと、多くの者は解散を希望するが解散のできない理由というものは、もし解散をした場合には新たな免許をしないであらう、免許をしないというものは、現在酒類の地方における会長なり社長なりと税務署長なり、そういう關係役人との間に密接な話し合いもあつて、もし解散をして独立したならば卸売はさせないぞとか、それが戦争前の統制される前には何十年というほど長い酒屋の歴史を持つておるものであつても、再免許にならないという一つの申し入れといひますか、そういうことのためにできないでいる事情が各地であるわけだ。この間の事情は御存じだと思ひますが、この点に關する御意見を承つておきたい。

○原政府委員 結論を申し上げます、卸につきましても、先ほど小売について申しました人的な経験、能力、販売見込み、資本または資産、それから場所的な要件等の基準によりまして免許のことは考へております。従ひまして、元の卸商を分割する場合の免許につきましても、それらの条件に照らして、合えば免許をするという態度でおるといふのが結論的なお答えでございます。ただ實際には、お話のうちに申したように、その組織というものは、全県一本のもので相当大きい。その大きい中で、實際に分割しましたあととほづういふことになるかと、非常に強い卸になるものと弱い分とができるわけだ。そういうふうなことから、弱い部分に属する人たちは、なかなか分割を希望しないということもござい。その組織を割るについては、相当いろ

いろな話し合いが要るというふうなことで、卸会社自体で踏み切りがつかかねるといふところがあるように思ひます。もちろんそれがまた業界の聲として、署の方にも移つてくることであると思ひますが、これをそう無理に一本にしておくことは、とうてい態勢上できないわけですから、いずれ若干の時間がたてばすつきりした格好になつていくと思ひます。われわれとしては、あくまでも先ほど申した一般的な基準の線では處理して參るといふことで、あと、業界のそういう大きな組織が、統制という時代を過ぎてこられていく際の摩擦、矛盾をどう軽減するかという問題で、主としては業界の問題でありまが、やはり役所向きも、そういう際は、聞く声について同情ある態度でいろいろ考へることはあらうと思ひます。ただその結果免許を制限してしまふというふうなことは考へるべきではないとせし、そこまでは至つておらないといふふうな御承知願つてつけようでございます。

○奥村委員 時間も経過してまことに恐縮ですが、この酒類業団体法改正案は、なるべくならきょうじゅうにあらましの質疑を終りたいと思ひますので、いましばらく継続させていただきますと思ひます。それでは、先ほど来お尋ねした、今度の改正案の一番の眼目である調整規定に關連して、質問に締めくくりをつける意味で一つ申し上げたい。これは私だけでなく、ここにいらっしゃる加藤高藏委員、その他の委員も言われておるのですが、酒類法は、今度の改正にもかかわらず、ビールなどの大企業者も含めておるし、酒税確保という立場もあるから、業界の安定だけ

に徹するわけにはいかない、こういう先ほどの御答弁で、それは御答弁はわかるが、そうすると、そういういふんな事情のために、実は中小企業団体法に比べれば業者に対して愛情がない、真に業者の團結によつて、業者の事業を安定させてやろうというほんとうの愛情が、この規定の中に少い。これは私だけでなく、皆さんそういう御意見です。そうすると、だんだんこの法律が施行されて、特に中小企業団体法が施行されて、みそ、しょうゆの方が実現するやうな時期になつてくると、これは、いかにも大蔵省は酒税確保で、酒類業者というものは酒の税金の窓口になさなければいふので、業界の安定は、大蔵省はあまり考へてもらえないのかといふふうな非難がくることになり得る。その法律のとき、予想されますから、この法律のとき、にできるだけの配慮をこの上にも願ひしたい。その配慮については、これは何としても団体交渉の問題が一つあります。これは生産者との關係もあつてむづかしいことではあります。この審議の際に問題になつたといふことを明らかにしておきたい。それから二カ月が短ければ三カ月にしても、調整規定の認可の決定期間を何とて、も明らかにしなければ、政府が一年でも二年でもほうっておくやうな法律では、せつかく法律を作つても、その法律に魂が入りません。ほんとにお氣持があるなら、これは期限内に政府があつせんして、この法律がスムーズに施行されるやうに御配慮を願うのが、政府のほんとの親心です。要するに今までの大蔵省の取締り一本の行政に、もう少し業界の安定のために、業者の身になつてのあたかい思いやりをこ

の際大蔵省が持つていただきませんと、今までは業界その他の事情が變つてきておるのに、いつまでも大蔵省は同じやうな、冷たい——今まで冷たいとは言ひませんが、もう一つあたたい気持ちを持つてくれぬのかといふ非難もあり得ると思ひますから、これは希望として申し上げておきます。それに関連して先ほどの免許の問題、それから生産者に対しての問題でお尋ね申し上げたいのは、酒税の延納であります。酒税の延納については、一カ月の延納の規定がありますが、これがあまり適用されておるのは少い。なぜかといふと、担保の問題で非常に支障があります。一番担保として適当なのは酒でありま。生産しておる酒そのものを担保にしたいだけ、常々税務署も監督しておるのではありません。その延納の規定がもっとスムーズに行われる。そして、せめて金融緩和の一端としてやつていただきたい。今回の法律改正で、酒類法による酒類業団体も商工中金から金を借りることができるようになつたので、まことにけつこうです。それをもう一歩進めて、生産者に対しては一カ月の延納、これは無利子でありますから、担保の点々々解決して下さるならばけつこうです。そこで酒を担保とするといふことに政令でできることと思ひますが、そういうふうなやつていただけるかどうか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○原政府委員 延納担保に酒を認めるかどうかというものは、私ここで初耳でございますので、研究の上申し上げるやうにいたしたいと思ひます。それから前段のお話、何も御答弁とかなんとかといふのでなくて、私も

うことは、私は否定いたしません。従
いまして、これらの点につきまして

は、できるだけ国会の御意見等は十分に伺わせていただきまして、これに基いて、できるだけ支障のないような判断をしていく、そうして行政の面においてそれに似つかわしいような措置をとっていく、こういう配慮は当然なさなければならぬと考えております。法律の形式をもつてそういうことをきめる必要は私はないと思いますが、国会の御意見、御意思、あるいは御意向といるものは十分に伺っていきたい、かように考えております。

○横山委員　足立さんが御用事があるそうですから、足立さんに一つ伺います。この通貨の体系なり、あるいは発

行政数については、経済事情なり国民の受け取る感覚というものを相当検討しなければならぬと思います。結局どうなんでしょうか、一万円札、五千円札はいつごろ、どういうふうに行行するつもりですか。

○足立政府委員　今までに理財局長からその点についてあるいはお答えを申し上げているかと思いますが、銀行準備券の問題等もござりますし、最近の実

實際上の貨幣価値の問題、いろいろ理論的な根拠といいますが、問題があるわけでございます。そういう点から、結論としては、一万円札あるいは五千円札を発行したいという、政府としては考えております。しかしながら、申すまでもなくその時期等につきましては、最近のインフレ気まがえというような問題もございますし、御指摘の通り、一般国民経済に与えます影響等も

慎重に考慮いたしまして、万一予測せざるような影響を及ぼすことのないよ

うに処置をいたしたいというふうに考
えております。

○横山委員 それで今一万円札、五千
円札はどのくらい印刷されているの
ですか。

○河野政府委員 正確な資料を現在
持つておりませんが、一万円札がおそ
らく三百数十億円、五千円札がおそ
らく四百、五十億円くらいになってお
るのじゃないかと思ひます。

○横山委員 そういふ準備ができてお
ることは別にして、最近の国際収支、
経済事情から考へて、当初あなたの方
が二月中と言ひ、あるいは四月中には
と言つておつたときの判断——これは
新聞に漏れた判断ですが、その判断と
若干経済事情が違つてきたのではない
か。従つてこういうふうな状況のもと
では、かりに準備がされておつても、
これを實際に発行するということにつ
いては、相当考へるべき要素がありは
しないかと思ひますが、いかがです
か。

○足立政府委員 先ほどもお答えしま
した通り、なお今横山委員から御指摘
の通り、考へるべき要素もございま
すので、慎重に考へて発行の時期等は
決定したいと思ひております。

○横山委員 重ねてお伺ひしますが、
この発行について足立さんその他政府
が考へておられますことは、近い将来で
すか、それとも遠い将来といひます
か、たとえばこの一カ月内とか二カ
月内とかいふような近い将来にこれを
御計画になつてゐるのですか、それ
以後のことですか。

○足立政府委員 横山委員の先ほどの
御質問の中に、二カ月とか四カ月とか
いふお言葉がございましたが、大蔵省

としては、時期をきめていつ発行する
のだといふことを漏らした覚えもない
わけでありませう。なお今申し上げて
いる通り、時期等につきましても、今後
慎重に検討してきめたいと思つており
ますので、今私の責任で近い将来、あ
るいはずつと先かといふようなことを
お答えする段階にないと思ひます。十
分研究をしまして、その結果によつて
きめたい、これだけのお答えにとどめ
させていただきたいと思ひます。

○横山委員 そうしますと、百円硬貨
の問題が今いわれてゐるわけですが、
常識的に考へると、百円硬貨を出し
て、百円硬貨、五百円札、千円札、五
千円札、一万円札といふ一つの通貨系
列をお考へになつてゐるやうに私も
は理解をしたわけでありませうが、こ
の法案と五千円札、一万円札について
は、一応切り離した考へに立つておられ
る、こゝう理解してよろしうございま
すか。

○河野政府委員 私どもの頭の中
では、通貨の系列といふ言葉を使うのが
適當かどうかわかりませんが、大体銀
行券の種類、あるいは補助貨、硬貨の
種類といふものは、並行して頭に置い
て、一貫して一つの系統を考へており
ます。ただし、これが同時に発行され
るということも必ずしも必要とするわ
けではありません。ことに、たとへば
百円の硬貨にいたしまして、百円の
硬貨を出しますとともに、百円の銀行
券も相変らず並行して流通していても
別に差しつかえないわけでありませう。
そういう点から見ますと、百円はすべ
て硬貨にしてしまふ、一万円札も五千
円札も百円の硬貨を出すと同時に発行
するといふたやうなことは、必ずしも

考へる必要はないのじゃないか。ある
いはどちらが先であり、どちらかが時
期的におくれても、別段差しつかえな
いものである、そのくらいの弾力性を
持つてこゝういふ問題は考へていき
たいと思つております。

○横山委員 私は五千円札、一万円札
について大いに異議があるのですが、
かりに発行するとしても、今あなたの
おっしゃつた意見に全く同感なもので
あります。百円硬貨を発行するにいた
して、どこにこれが必要であつて、ない
しは百円紙幣を全部変えてしまふとい
ふ、絶対的な必要性はないと思つて
います。が、しからば今計画をされて
おる百円硬貨の計画枚数——別紙を
いただいておるわけですが、それは一
億二千万枚で算出され、どうしてこれ
だけの基準で算出され、どうしてこれ
だけの発行しなければならぬという
観念に立たれたか、簡略でけつこう
ですが、こゝういふことだけ發行しな
ければならぬという絶対的な理由が
ないのではありませんか、それだつたら、
多少の伸縮度はそこ想定されるの
ではないか、こゝう考へるわけでは
ないか。

○河野政府委員 御指摘の通り、百
円硬貨は何枚、何億枚發行しなければ
ならぬといふ絶対的な数字的な基準と
いふものはございせん。それと同じ
やうに、百円の銀行券は何枚なければ
ならぬといふこともないと思ひいま
す。ただ、その時期々々におきまして
は、百円は、どの程度のものが硬貨で
あり、どの程度のものが銀行券であ
つた方がよいといふことはあり得る
かと考へますが、長きにわたつて、十
年ないか二十年の間に、一休その二
つの關係がどういふものであるべき
かといふこと

は、絶対的な基準はございせん。お
話しの通りであります。しからば、
百円の硬貨を大体ここで七億数千万
枚作ることに予定をいたしております
が、その基準はどこから出ておるか
といふことにつきましては、これはい
ろいろな考へ方があると思ひます。し
かし、主として私どもは、その材料
として使われる銀といふものが、国
のものをあつて、今まだ使えない
状態になつておるやうなものもござ
いまして、これは約二千万近くござ
いまして、それによつて所要
した銀の材料として百円硬貨を作り
ます。その銀の数量とにらみ合せて
枚数等とであります。かりに銀貨
といたしましてその百円が、それで
は足りぬといふ事象が起るか起らぬ
かといふことは、今後の事態に待つ
より仕方がない。これは、理論的な
問題ではなくして、主として取引の
実情において、個々の人々が使う
便宜の問題である、理論的にそれを
学問的に割り出すといふ問題ではな
くして、實際にそれが使われる場合
の便、不便の問題であらうと思ひま
す。今後の推移によつて、それで
は足りぬ、どうしても銀貨をもつ
とふやさないければならぬといふ事
象が起る場合にどうするかといふ問
題は、別にあります。今私どもが見
通せる限りにおいては、この程度の
銀貨で百円の銀行券と並行して流通
させていくといふことで、何ら支障
はないといふ見通しに立つておる次
第であります。

○横山委員 そうしますと、そこに私
は二つの問題が出てくると思ひます。
一つは接収貴金属の処理に關する法
律

案がこの国会を通過するといふこと
を、ある程度想定に入れていられ
るやうだけれども、これは、まださ
ういふに審議は必ずしも進んでい
ない。それが通らなかつた場合に
おいては、どういふうな構想を持
つておられるであらうかといふ問題
が一つ出ます。それからもう一つは、
絶対的な理由がないといふならば、
この点一つ考へを及ぼす必要があり
はしないか、それは、足立さんが
いふ骨を折られたミツマタの耕作
者の問題がある、あるいはこれによ
つて印刷局、造幣局の労働者諸君
の問題がある。これをどういふふう
にするか。どのくらい發行する
かについて絶対的な理由がないとす
るならば、これらの耕作者及び労働
者諸君の労働条件、あるいは買上
げの状況等を考へる必要があるの
ではないか、それは政府内部におい
て考へられたものであるかどうか、
その点を一つお答え願ひます。

○足立政府委員 御質問の第一点
でございますが、接収貴金属の處理
に關する法案につきましては、おし
やる通り、国会におきましても長い
間の経過がございまして、この通
過を前提として百円硬貨の發行を
考へるというところは、非常に危険
があるといふ点は御説の通りであ
ります。しかしながら、ただいま
造幣局に二百二十余りの銀の手持
ちもございまして、私も考へてお
ります計画では、初年度、言いか
えれば三十二年度におきまして百
円硬貨の發行は五千万枚といふ計
画を一応持つてゐるわけにござい
ます。従ひまして、この程度の計画
を實行いたしますには、現在の造
幣局の手持ちの銀で十分ございま
して、来年度半ばごろまで

は、絶対的な基準はございせん。お
話しの通りであります。しからば、
百円の硬貨を大体ここで七億数千万
枚作ることに予定をいたしております
が、その基準はどこから出ておるか
といふことにつきましては、これはい
ろいろな考へ方があると思ひます。し
かし、主として私どもは、その材料
として使われる銀といふものが、国
のものをあつて、今まだ使えない
状態になつておるやうなものもござ
いまして、これは約二千万近くござ
いまして、それによつて所要
した銀の材料として百円硬貨を作り
ます。その銀の数量とにらみ合せて
枚数等とであります。かりに銀貨
といたしましてその百円が、それで
は足りぬといふ事象が起るか起らぬ
かといふことは、今後の事態に待つ
より仕方がない。これは、理論的な
問題ではなくして、主として取引の
実情において、個々の人々が使う
便宜の問題である、理論的にそれを
学問的に割り出すといふ問題ではな
くして、實際にそれが使われる場合
の便、不便の問題であらうと思ひま
す。今後の推移によつて、それで
は足りぬ、どうしても銀貨をもつ
とふやさないければならぬといふ事
象が起る場合にどうするかといふ問
題は、別にあります。今私どもが見
通せる限りにおいては、この程度の
銀貨で百円の銀行券と並行して流通
させていくといふことで、何ら支障
はないといふ見通しに立つておる次
第であります。

○横山委員 そうしますと、そこに私
は二つの問題が出てくると思ひます。
一つは接収貴金属の處理に關する法
律

案がこの国会を通過するといふこと
を、ある程度想定に入れていられ
るやうだけれども、これは、まださ
ういふに審議は必ずしも進んでい
ない。それが通らなかつた場合に
おいては、どういふうな構想を持
つておられるであらうかといふ問題
が一つ出ます。それからもう一つは、
絶対的な理由がないといふならば、
この点一つ考へを及ぼす必要があり
はしないか、それは、足立さんが
いふ骨を折られたミツマタの耕作
者の問題がある、あるいはこれによ
つて印刷局、造幣局の労働者諸君
の問題がある。これをどういふふう
にするか。どのくらい發行する
かについて絶対的な理由がないとす
るならば、これらの耕作者及び労働
者諸君の労働条件、あるいは買上
げの状況等を考へる必要があるの
ではないか、それは政府内部におい
て考へられたものであるかどうか、
その点を一つお答え願ひます。

○足立政府委員 御質問の第一点
でございますが、接収貴金属の處理
に關する法案につきましては、おし
やる通り、国会におきましても長い
間の経過がございまして、この通
過を前提として百円硬貨の發行を
考へるというところは、非常に危険
があるといふ点は御説の通りであ
ります。しかしながら、ただいま
造幣局に二百二十余りの銀の手持
ちもございまして、私も考へてお
ります計画では、初年度、言いか
えれば三十二年度におきまして百
円硬貨の發行は五千万枚といふ計
画を一応持つてゐるわけにござい
ます。従ひまして、この程度の計画
を實行いたしますには、現在の造
幣局の手持ちの銀で十分ございま
して、来年度半ばごろまで

は、絶対的な基準はございせん。お
話しの通りであります。しからば、
百円の硬貨を大体ここで七億数千万
枚作ることに予定をいたしております
が、その基準はどこから出ておるか
といふことにつきましては、これはい
ろいろな考へ方があると思ひます。し
かし、主として私どもは、その材料
として使われる銀といふものが、国
のものをあつて、今まだ使えない
状態になつておるやうなものもござ
いまして、これは約二千万近くござ
いまして、それによつて所要
した銀の材料として百円硬貨を作り
ます。その銀の数量とにらみ合せて
枚数等とであります。かりに銀貨
といたしましてその百円が、それで
は足りぬといふ事象が起るか起らぬ
かといふことは、今後の事態に待つ
より仕方がない。これは、理論的な
問題ではなくして、主として取引の
実情において、個々の人々が使う
便宜の問題である、理論的にそれを
学問的に割り出すといふ問題ではな
くして、實際にそれが使われる場合
の便、不便の問題であらうと思ひま
す。今後の推移によつて、それで
は足りぬ、どうしても銀貨をもつ
とふやさないければならぬといふ事
象が起る場合にどうするかといふ問
題は、別にあります。今私どもが見
通せる限りにおいては、この程度の
銀貨で百円の銀行券と並行して流通
させていくといふことで、何ら支障
はないといふ見通しに立つておる次
第であります。

○横山委員 そうしますと、そこに私
は二つの問題が出てくると思ひます。
一つは接収貴金属の處理に關する法
律

なお、接収貴金屬の返還によつて國庫に帰属すべき銀につきましては、たしか千八百六十トンと記憶しておりますが、これは、いずれにいたしましても國のものであることは間違いないわけなのであります、どこへも行くものではないですね。ただ、法案が通過しませんと手がつけないという問題はあるわけでございますが、どこにも帰属するものではないと思うわけでございますので、私どもは、一応これを將來の目当てとして百円硬貨の製造を計画するということは、決して不当ではないというふうに考えているわけでございます。

昨年来だいたいやかましい問題となりまして、主としてミツマタ生産業者の方から声が上り、なお印刷局等においても問題があるということは、私どもも十分承知いたしておるわけでございますが、実は、今回の計画を作りますに際しましては、ミツマタ生産業者と印刷局と造幣局の三者が、いわば利害が非常にからみ合っているわけでございまして、場合によれば対立するというような関係にもなる。そこで、この三角関係にあります三者の調整をとりまして、従来考えておりました案を相当程度修正いたしましたして、これならば三者が生じられるという見通しをつけまして、生産業者あたりにつきましては、たびたびの会合等で私も直接御説明を申し上げ、大体の御了解を得て、閣議決定もいたしまして進んでおるよ

○横山委員 ミツマタの皆さんが納得をしたと足立さんは言っていていらつしやるのだけれども、しふしふといひますか、やむなくといひますか、そういう点がまだ多分にごさいまして、私どもの聞いておる分では、まだいわば満足すべき状態ではないのであつて、これはおわかりかと思うのであります。それはそうだとしても、ただ、この閣議の決定条項を見ますと、ミツマタ対策要綱でありまして、私が質問いたしましたもう二つの印刷局及び造幣局の労働者諸君に対する配慮が、この中では紙面に上つておらないのであります。御存じのように、造幣並びに印刷局の諸君がいろいろな角度から非常に心配をして、そうしていろいろなことを要請をしてきております。私も、この両組合の要請はもっともであります。

けれども、今後經濟の変動もあるわけでありますから、この際一つ政府としては、百円銀貨の内容も諸般の情勢を考えて一方再検討なさつた方がよくはないか。そうすることによつてより三者の気持も落ちつく、また國民の百円銀貨に対する信頼感も高まるのではなないか、こういうふうに考えておるわけでありますが、この点について政府側の誠意のある御意見を承わりたいと思ふのであります。

○足立政府委員 百円硬貨をどのような形の、しかも銀の含有量をどの程度にするかということにつきましては、まだ最終的に決定をいたしておりません。大きさにより、また含有量によりまして銀の所要量が変わってくるわけでございますが、まだ未定でございますので、今決定的なことは申し上げられ

と思うのであります。

ついでには、別な角度からお伺いをしたいのは、造幣局並びに印刷局、特にこの百円硬貨の発行によって直接に労働条件に支障を及ぼすと思われる印刷局職員の諸君の心配についてたゞしいと思うわけであります。私が拝見いたしました通貨製造枚数等の試算によりますと、人員は減らないようになつております。ところが超過勤務の割合が三分の一くらいになるような——これは試算でありますからどうかとは思いますが、確実な数字であるかどうかはわかりませんが、労働者諸君が一番心配しておりますのは、これによって全国にございます各所の工場閉鎖が将来あるのかないのかというのが第一であります。第二の心配は、それに伴つて人員整理という考

はほかにあるうではないか、こういう感じがいたすのであります。そういう点をも含めて、第一の心配は工場閉鎖、第二の心配は人員整理、第三の心配は労働条件の悪化、実質賃金の低下、そういう点について政府のお考えを承わりたいと思います。

○足立政府委員 いろいろ御質問がございましたが、私は主として政治的な点につきましてお答え申し上げます。必要があれば理財局長から補足説明をいたします。さつき私が申し上げた、私どもが作りました三者の調整をとった案というものにつきまして、数字をごらんになっての御質問でございますが、結論的に申し上げますと、この数字は、大蔵省としてはきわめて手がたく組んだものであるということをまず前提として、ぜひお認め願いたいと

思つておるのであります。もちろんその中で、百円硬貨の発行枚数につきましては、これは最大限度の数字であらう。しかし百円銀行券の発行枚数につきましては、実は最小限度の数字である。あるいはまたその他の銀行券というものにつきましての発行枚数は、最小限度の、これならばどんなことがあつても間違ひはないという確信のある数字をこゝで出したわけであります。従つて、結果はどうなるかと申しますと、最近の国民経済の伸び等も考へますと、通貨の需要は、相当手がたく組んだ計画よりも伸びるだらうといふことは当然予想されるわけであります。これは腰だめでは御満足がいただけない、言いかえれば疑いを受ける、これは大蔵省としては避けたいといふので、今申し上げた通り手がたく組んだわけであります。従つて、これに組みました数字以上に銀行準備券の増大、あるいは百円銀行券も、流通の状況によりましてはもつとふえてくるのではないかということが、まず前提として一応考へられるわけであります。

さらに印刷局の問題でございますが、現在この数字では、三〇％の超過勤務をしておることになっておりますが、これは実は相当な超過勤務であると思います。十年計画を一応作りまして、これが一応の見通しとしては、今申し上げる通り、紙幣の発行を最小限度に抑えた計画としては、一四％程度の超過勤務になるという計画を作っておるわけでございますが、この計画には、自然退職といいますが、そういう人々で補充しなければ減ってくるであろうという人々の頭数は見て

いないわけでありませう。従つて、現在の人員のままでいつた場合のことを想定しておるわけでございます。従つて印刷局で御心配になつてゐるような、現在の職員の手を切られるのではないかと云ふような問題につきましては、私確信を持ってお答えをいたしますが、この百円硬貨発行について、需要量の減少によつて首切り、整理等は起らない。その他の理由があるという場合は別でございますが、この計画に基いて将来整理をしなければならぬというやうなことは、もう絶対にないという確信を持ってこの計画を作つたということだけを、私からお答え申し上げます。

○横山委員 足立さんは、ミツマタ対策でいろいろお骨折りをなさったわけですが、ミツマタ対策の根幹をなす思想は、三十一年度のときのミツマタの数量を将来下回らぬように措置するもの、これが一つの趣旨になっておるように私は思うわけです。足立さんはぜひいぶんお骨折りをなさったようでありますが、このことを、印刷局の職員作業量について、三十一年度の水準を下回らざるようにというふうに理解をしたらよろしゅうございませうか。

○足立政府委員　私どもが作った数字を、おらんになつての横山委員の御質問で、実は痛み入るのですが、この数字にございます通り、作業係数は若干落ちますので、超過勤務の割合も落ちるということになっております。従つてミツマタの場合には、三十一年度の実績を下回らざるやうにという基本線で計画を作っておりますが、印刷局につきましては、作業係数としては、僅かにございますが落ちてくるのでござい

ますが、しかし、私先ほど即提として申し上げた通り、これは、私どもが最大限度の数字を組んだわけでございますが、まず最近の経済の伸びと運賃の需要とを考えて、まず腹だめでもいいから作れといえ、これは作業係数も落ちないということになると思います。しかし、これはさつき申し上げた通り、そういう数字を作りまして、これは不安定な要素を持っているというので、理論的にやられますので、私どもとしてはきわめて手がたく組んだつもりでございます。実際問題としては、まあまあ御心配のようなことはあるまいと、私どもは一応の見通しは持っておるわけでございます。

○横山委員　手がたたくお返事をなさるわけでございますけれども、私はこのミツマタ対策を通読しまして、三十一年度のミツマタの数量を将来下回らざるよう措置するものというのは、ここに一つの努力が加わっておる、それから政治的配慮が加わっておる、そういう善意が加わっておる、こういうふうな理解をしておるわけです。その努力なり善意というものがあるミツマタの耕作者諸君に対してもなおありになるならば、そうしてそういう意味でこの致す

なにも私も見ておりますこの作業係数というものを最低線として、この上に善意と配慮を加えることによって三十一年度の作業量を下回らないように努力し得るということは可能ではなからうか、そういう可能性というものを、実際の数字面から、私は本委員会では、政府側の善意を要望したいわけですから。従つて、この試算表にあります作業係数そのものは百も承知して、なおかつ政府側に対して、ミツマと同様に善意と配慮をお示しをされたらどうだ、こういう点で申し上げておるのですから、その意味においてお返事をいただきますと思います。

○足立政府委員　よくおわかりの横山委員に申し上げるのもどうかと思いますが、このミツマタ対策の面からいえますが、三十一年度の実績を下回らぬようにということで、御指摘の通り、私どもとしては最大の善意を持ってこの案を作ったつもりであります。その善意は、同時に印刷局に対してしても、造幣局に対してしても、三者調整がとれるようにというので、十分な善意を持ってこの案を作ったつもりでございますが、しかしこのミツマタ対策の場合には、百円紙幣は減りましても、含有量が今三〇％でございますから、一面一〇〇％の含有量を持っております一万円札あるいは五千円札の増発によりまして、ミツマタの所要量は十分カバーし得るのであります。従ってこういう数字が出ておりまして、三十一年度の実績はむしろ上回るという計画になっておりますが、印刷局につきましては、これは硬貨を発行すれば、何といいますが、その分だけとは申し上げませんけれども、印刷枚数が相

当減るということとは、これまたやむを得ない現象でございます。同時にまた、造幣局関係につきましては、百円硬貨の発行によつて業務量が維持される、あるいは増大されるということになりまして、印刷局の場合についてさつき申し上げた通り、この計画によつて首でございまして、言い過ぎかもしれませんが、同じ大藏省関係の労務者で、造幣局に働く者は仕事がだんだん減つてきて首を切られる、印刷局の方は三〇％あるいは四〇％、五〇％というふうになつては均衡がくずれるというので、私どもとしては、全体のバランスをとる、また百円紙幣を発行することにより、つての国費の浪費をこの際避けたい、というような点も彼此勘案いたしましたので、三方おさまるようなというので作つたのでございます。足らざる点は、御注意によりまして今後十分研究していききたいと思いますし、先ほど来申し上げておる通り、通貨量の増大によりまして、印刷局の仕事につきましても、これが最低線だというふうに私どもは考えておるわけでございまして、増大をするのではないが、それによつて御心配の向きは、私は事実問題としては解消するのではないかというふうに見ておるわけでございます。

○横山委員 造幣局、印刷局、双方の労働者を考えなければならぬという点

については、何らあなたと私と異なるものではない。その点は、私も異議を差しさむものではございませんが、この硬貨発行に伴って、さしあたり造幣局は仕事がある、印刷局は仕事がある結果というものを心配をしておる諸君のために議論が出ておるわけでございます。もちろんそれだけではございません。それは、もっと大きく申せば、先ほど申しましたように、国民の通貨に対する信頼感を増し、それから国際分野における通貨のあり方について議論をするのが当然の表通りの道でありましょう。そういう意味については、時間もございませぬから省略して、そのものずばりの質問をいたしておるわけでありますが、たとえば、もし印刷局の方の減る分を何とか考慮する方法がないかという点について言及いたしますれば、それは、そのようにまたほかの方法があるのかと私は思うわけであります。今この表が最低線とするならば、その最低線のほかに、業務量の増加する方法やいかんということになれば、しろうとの私が言うよりも、足立さんなり局長なりが善意と配慮をもってするならば、いろいろの方法があるかと思う。この方法を一つお考えになって下さったかどうか、こう言っているのではありません。たとえばミツマタ対策の第四項にもそれが入っておるようでありますが、今ですら、私も財布の中にきたない紙幣をすいぶん見るわけでありまして、その紙幣の回収率をもう一歩進めて、そして交換したものの廃棄率を高めることによって事態が改善されないだろうか。あるいはこの際、政府が印刷局に仕事をさらに増すことによつて

て事態改善の方法はないだろうか。そのほか考えますれば、府政の善意と配慮を要望することによって、相当の改善度がありやしないか。私の言っておりますのは、一体この努力をして下さるかどうかということ、今あげました廃棄率の問題について、どういう改善方をお考えになっておるのであるか、そのほか業務量の工面、回すということについて御提案ができるかどうかどうだろうか、こういう点について御答弁をお願いしたいと思います。

○足立政府委員 御指摘の点につきましては、私もかねがね考えてはおりますが、問題は、印刷局がやりますのは、単に紙幣だけではございませぬので、その他の刊行物の印刷等の仕事もなるべくこれと与えていく、あるいはまたさき申し上げた、自然に紙幣も増発されるであろうという点も、できるだけ行政的にさようにしむけていく、と言ふと語弊がありますが、それに順応していくような処置をとっていく、計画をきめたからこれはきつけない、さようなことは頭を考えております。また銀行準備券を十分用意するという点も、これも計画があるからこの通りだというふうには考えております。その上で、プラスされる面はできるだけ尊重していきたいと考えております。なおまた紙幣の更新といいますが、廃棄率といいますが、これもなるべく期間を短縮して、よれよれの札が回つて、それこそ通貨の信用度を落すようなことのないように、今後は善処していきたいと思つておるような次第でございます。

○横山委員 いろんなことに言及いたしましたけれども、要は百円硬貨を發行するに當つて、その枚数なり、その品位ないし寸法について絶対的な尺度というものが無い。絶対これだけの枚数、これだけの品位、これだけの寸法でなければならぬという絶対的な尺度というものが無いということでありまして、政府内部としても、ミツマタ対策要綱を閣議で決定されるに至つたことであるから、この際私は、ミツマタ対策要綱が完全であるとは申しませんが、しかしそれだけの努力をなさつたことは認めるものであります。その努力というものは、今日この文面の表に出なかつた。政府機関職員の双方に對しても、やはり格段の配慮と努力をお願いしたい、こう考えるわけでありませぬ。

先ほど来、足立さんと局長からいろいろと御答弁がございました。いささか抽象的ではございましたけれども、あえて私はそれ以上具体的な内容に立ち入つて質問をしなかつた趣旨というもの、すでにおわかりかと思ひます。理事会でも議論されたことでございますから、多少遠慮いたしました内容に立ち入らなかつた趣旨を十分に御考慮下さつて、事態は、御存じのように、非常に短時間の間にこの問題についての結論を得ることが要請されておるわけでありまして、委員長にもお願いをいたしますが、ごく近い明日の朝の理事会において、再度この問題について御同意を得て、この両者の要望を一步でも前進して解決するように特に要望いたします、私の質問を終ることにいたします。

○山本委員長 御要望の趣き、明日の朝の理事会で直ちに協議をいたしまして、善処申し上げます。

それでは、なお続行する機会があるかと存じますが、一応この程度にとどめます。

○山本委員長 この際お諮りいたしますが、当委員会において審査中の準備預金制度に関する法律案につきまして、明後十日の委員会に、参考人として日本銀行総裁山際正道君の出席を求めて、意見を聴取したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。本日はこの程度にとどめ、次会は明九日午前十時三十分より開会いたします。

これにて散会いたします。
午後五時五十六分散会

〔参照〕
国有財産法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
国有財産特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年五月十一日印刷

昭和三十一年五月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局